

教育に関する事務の点検及び評価報告書

(令和5年度)

令和6年8月

井手町教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	教育委員会の活動状況	2
III	評価項目	3
IV	点検・評価の結果	12
1	学校教育	12
(1)	基礎・基本を定着させ学力の充実・向上と希望進路の実現を図る	12
(2)	豊かな人間性や社会性をはぐくむ	20
(3)	いじめの防止対策等の充実を図る	22
(4)	健やかな身体の育成を図る	25
(5)	人権を尊重し個性や能力を伸ばす	29
(6)	社会の変化に主体的に対応できる力をはぐくむ	33
(7)	学校の教育力の向上を図る	36
(8)	安心・安全で充実した教育環境を整備する	40
2	社会教育	43
(9)	家庭の教育力の向上を図る	43
(10)	地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ	45
(11)	生涯学習の振興に向けて学習環境の充実を図る	49
(12)	文化・スポーツ活動の振興を図る	52
(13)	人権が尊重される共生社会の実現に向けた学習活動を推進する	55
(14)	地域文化・伝統文化の保全、継承、活用を図る	56

I はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、各教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされております。

この報告書は、令和5年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について、井手町教育委員会が行った点検及び評価の結果をまとめたものです。

評価の基準として、概ね達成できているものを「B」として、達成状況の十分なものを「A」、不十分な面が見られるものを「C」といたしました。

なお、点検及び評価を行うにあたっては、学識経験者の知見の活用を図ることとされており、有村律子氏（元井手町立保育園長）、芝本誠人氏（元城陽市立小学校長）に評価委員をお願いし、ご意見をいただきました。

教育委員会としましては、この点検及び評価の結果を踏まえ、今後、一層教育行政の充実に努めてまいりたいと考えております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 教育委員会の活動状況

1 委員の任期について (令和6年3月31日現在)

職 名	氏 名	就 任 日	任期満了日
教 育 長	中田 邦和	令和2年8月21日	令和8年3月31日
職務代理者	村田 尚美	令和元年7月17日	令和9年7月16日
委 員	古川 幸子	令和4年6月29日	令和8年6月28日
委 員	木田 修司	令和3年7月26日	令和7年7月25日
委 員	西島 好江	令和2年9月14日	令和6年6月26日

2 会議等の開催状況

会議名	回 数	備 考
定 例 会	12回	審議事項8件、協議事項7件、報告事項43件
研 究 会	3回	委員研修3回

3 活動状況

(1) 研修会

綴喜地方教育委員会連合会総会・研修会、山城地方教育委員会連絡協議会定期総会、教育長部会・委員部会合同研修会、山城地方教育委員会連絡協議会教育長・教育委員研修会[中止]、京都府市町村教育委員会連合会定期総会・委員研修会、京都府内市町（組合）教育委員研修会、近畿市町村教育委員会研修大会[オンライン]

(2) 学校行事

入学式（井手小学校、多賀小学校、泉ヶ丘中学校）
卒業証書授与式（井手小学校、多賀小学校、泉ヶ丘中学校）
多賀小学校創立150周年記念式典

(3) 社会教育

井手町文化祭、井手町二十歳のつどい、男女共同参画講演会、井手町人権のつどい

(4) 体育行事

スポーツ協会総合開会式、町民体育大会、町マラソン大会・町民ジョギング大会

(5) その他

井手町敬老祝賀会、井手町解放文化祭、戦没者追悼式、学校給食センター運営委員会

Ⅲ 評価項目

1 学校教育

(1) 基礎・基本を定着させ、学力の充実・向上と希望進路の実現を図る

① 基礎・基本の確実な定着

- 井手町授業方程式により基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる。
- 各種診断テストや調査に基づく多面的・多角的な学力把握と分析により、一人一人の学力状況に応じた指導の充実や授業改善の視点を明確にする。
- 学校と家庭が連携し児童生徒の学習サイクルの確立に努めるとともに、組織的・計画的にスパイラル学習を進め、学力の定着を図る。
- 児童生徒の学力の伸びや非認知能力の変容の把握及びICTを活用した結果分析を可能にする調査研究を推進する。

② 基礎的な知識や技能の活用力・対応力の育成

- 言語能力を高めるとともに、各教科等で身に付けた基礎的・基本的な知識や技能を活用し、教科等横断的な視点で物事を捉え、実社会での課題解決に向けて創造的・論理的思考力をはぐくむ取組を推進する。
- 日頃の学習の発展として教科に関係する各種検定等にチャレンジするなど、活用力を伸ばす取組を推進する。
- 大型モニター、デジタル教科書、1人1台端末の活用など、多様な学習の形や学習の機会を創出し、児童生徒の学習意欲や興味・関心を高める取組を推進する。

③ 学習意欲の向上

- 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」をバランスよく育成するために、一人一人の学習の状況に応じたきめ細かな個別指導や知識・技能を活用しながら主体的・対話的に学ぶ課題解決型学習などを行う。
- 知的好奇心や探究心をはぐくむ体験活動などにより学習意欲を引き出す取組を推進する。
- 小学校において中学校教員の専門性を活かした学習指導を進め、児童の学ぶ意欲を高める。

④ 保小中連携の推進

- 接続カリキュラム等を活用し、校種間の「緊密な連携」「円滑な接続」「切れ目ない支援」を行い希望進路実現のための確かな学力を育成する。

(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ

⑤ 豊かな心をはぐくむ道德教育の充実

- 「特別の教科 道德」を中心とし教育活動全体をとおして問題解決的な学習・体験的な学習などを取り入れた多様な指導により、人を思いやり尊重する心など豊かな人間性を育む道德教育を推進する。

⑥ 新たな文化を創造する感性の育成

- 文化芸術団体による優れた文化芸術に親しみ伝統文化による新たな文化を創造する感性をはぐくむ。

⑦ 規範意識を高め、自ら考え理解し行動できる力の育成

- 実生活の中での法・規則・ルール等について、自ら考え、理解し、行動できる能力の育成に努める。
- 学校と家庭が連携し、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度の育成となる情報モラル教育を徹底する。

⑧ コミュニケーション能力を高め、人と共生できる力の育成

- 集团的活動・ボランティア活動・世代間交流等を通して、コミュニケーション能力を高め、好ましい友人関係をつくるとともに、社会とのつながりを広げ人と共生できる力を養う。

⑨ 地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくりを実践する「まちづくり教育」の推進

- まちの自然・歴史・人材等地域の教育力を活かし、子どもが地域への愛着を深め、将来のまちづくりの主人公の育成を目指す「まちづくり教育」を推進する。

(3) いじめの防止対策等の充実を図る

⑩ いじめを許さない日頃の指導と、早期発見・早期対応に努める

- 学校教育活動全体を通じ、人権尊重を基盤とした指導を充実させるとともに、児童生徒の豊かな情操や社会性、人を思いやる心などをはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを進める。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという危機意識をもって、子どもの変化を察知する鋭敏な人権感覚を磨き、学校・家庭・地域社会の連携のもと、早期発見・早期対応に努める。
- いじめ相談窓口の設置や定期的ないじめ調査を実施する。

⑪ 人権尊重の視点に立ち、内面深く迫る粘り強い指導を進める

- 児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させ、内面に深く迫る指導を粘り強く行うとともに、陰湿化・潜在化することのないよう注意深く指導を継続する。
- いじめに係る行為の防止にとどまることなく、友人関係を注視し良好な関係に戻るまで指導を徹底する。

⑫ 学校全体で組織的な対応を図る

- いじめの兆候が見られたら、教職員一人で抱え込むことなく、管理職等に速やかに報告し、学校全体で共通理解を図りながら組織的に対応する。

⑬ 教育委員会や家庭・地域社会と迅速かつ緊密な連携

- いじめ問題の発生に際しては、事実関係を正確に確認した上で、速やかに教育委員会へ報告・連絡・相談を行うとともに、家庭・地域社会とも緊密に連携して取組を進める。

⑭ 深刻ないじめには関係機関とも連携するなどの毅然とした指導

- 暴行や恐喝などの犯罪行為等、学校の指導の範囲を超えるいじめについては、教育委員会と連携しながら警察や児童相談所とも連携した対応を行う。
- いじめの状況により、いじめを受けた児童生徒を守り学校の秩序を保つために、教育委員会と連携しいじめを行った児童生徒に対して出席停止等の措置も検討する。

(4) 健やかな身体の育成を図る

⑮ 学校や地域におけるスポーツの機会の充実

- 「運動遊びガイドブック」や「京の子ども元気なからだスタンダード事業」での成果を学校に普及・活用し、運動やスポーツに親しませ、体力向上を図る。
- 地域のスポーツ人材を活用し、持続可能な運動部活動体制を推進するとともに指導を通して児童生徒の運動能力を高める取組を推進する。

⑯ 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

- 専門機関との連携による喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための啓発指導を行う。
- 食育指導などの取組により児童生徒の身体の健やかな育成を図る。

(5) 人権を尊重し個性や能力を伸ばす

⑰ 人権教育の推進

- 人権教育を教育活動全体に適切に位置付け、人権尊重の意識を高め、自他の人権を大切にする教育を進めるとともに、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上、進路保障に努める。
- 社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権問題の解決に向け、主体的に行動できる力を育成する人権学習の充実を図る。
- 教職員等の人権教育に関する実践力・指導力向上を図る人権研修の充実を目指す。

⑱ 特別支援教育の推進

- 障がいにより教育上特別の支援を必要とするすべての児童生徒の教育的ニーズに的確に対応できる指導体制を確立するとともに、「障害者差別解消法」に基づいて、合理的配慮を図りながら一人一人に応じたきめ細かな指導計画に基づき、学習や生活をよりよくする指導や支援を推進する。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育を推進する。

⑲ キャリア教育の推進

- 児童生徒一人一人の将来に対する目的意識を高めキャリア教育を通して望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

⑳ 読書活動の推進

- 読書活動を積極的に推進し、生涯にわたり読書を通して豊かに言葉を学び感性を磨き、読解力・思考力・想像力・表現力を養い、より豊かに生きる力をはぐくむとともに、自ら課題解決する力を高める。

(6) 社会の変化に主体的に対応できる力をはぐくむ

㉑ 環境教育の推進

- 太陽光発電設備を活かし、環境の保全とエコ社会の構築に向け、児童生徒自らが進める、よりよい環境づくりへの取組を推進する。

㉒ 情報教育の推進

- ICTを効果的・効率的に活用するなど様々な学習活動を通じて、児童生徒の情報活用能力を育成する。
- 学校と家庭が連携し、情報に関するルール・マナーの徹底を図る。

㉓ 国際理解教育の推進

- 全校生徒による国際交流の取組や、オーストラリア姉妹校への生徒派遣を行い、国際理解教育を一層推進する。
- 外国語指導を充実し、異文化を理解・尊重する資質やコミュニケーション能力の育成を図ることにより、児童生徒にグローバルな社会を生きる力の基礎を培う。

㉔ プログラミング教育の推進

- 児童がプログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う。

(7) 学校の教育力の向上を図る

②⑤ 特色ある学校づくり

- 児童生徒の学力向上を目的として小・中学校が協力連携して授業や学習支援を工夫改善し、学力向上を一層推進する。
- グローバル社会の進展に対応し、児童生徒に未来への希望と展望を持たせるため、国際交流や海外派遣の取組により、特色ある学校づくりを推進する。
- 小・中学校へ学校司書を配置し、児童生徒の読書活動を支援し読書意欲を高める。
- 学校と地域が連携、協働して地域とともにある学校づくりを推進する。
- 多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットを構築する。

②⑥ きめ細かな指導や取組の推進と生徒指導の充実

- きめ細かな指導や取組を充実することで児童生徒が学校で安心して過ごし自己実現を図れるようにするとともに、いじめ・暴力行為・不登校を未然に防止し早期発見・早期対応できるよう総合的に取り組む。

②⑦ 社会的自立に向けた不登校児童生徒への組織的・計画的な支援の充実

- 「京都府版 不登校児童生徒支援ハンドブック」を活用した研修を推進する。
- 不登校児童生徒の状況に応じた個別学習や遠隔学習を推進する。
- SC・SSW や外部専門機関と連携し取組の充実を図る。

②⑧ 教員の資質・能力の向上

- 校内研修の充実や府教委の研修制度を積極的に活用するなど、各種研修の機会を利用し教員自らが資質や指導力を高める。
- 大型モニターやデジタル教科書、1人1台端末等のICTを積極的に活用できるよう、計画的に研修を進める。

②⑨ 体罰・ハラスメント等を許さない学校づくり

- 体罰は法令に違反し、いかなる理由があっても決して許されない行為であり、何らの教育効果を生む行為でもないことを教職員一人一人が十分認識する。
- 学校は日頃から児童生徒との信頼関係に基づく指導に努め、日常の指導において体罰を容認する体質や土壌がないかを学校組織で点検する。
- 体罰やハラスメント等の根絶に向けた教職員の意識改革と研修の工夫改善をする。

③⑩ 働き方改革の推進

- 業務改善等による、教職員と子どもが向き合う時間の確保や自らの資質・能力の向上に取り組める環境づくりを推進する。

(8) 安心・安全で充実した教育環境を整備する

③⑪ 安心・安全な教育環境

- 児童生徒が安心して通学し、学校生活を送ることができるよう、保護者・地域住民との緊密な連携のもとに子どもの見守りや安全指導を行う。
- 児童虐待等の早期発見・早期対応のための研修の充実や校内相談体制の整備、関係機関との連携強化を図る。
- 就・修学等を支援するための援護制度の周知・徹底や「まなび・生活アドバイザー」と連携した経済的に困難な状況に置かれている子どもへの支援を行う。
- 各地域・学校の実態に応じた危険等発生時対処要領等の整備及び危機対応能力の育成と安全教育を計画的に実施する。

③⑫ 施設・設備や備品の整備と安全点検・安全指導の徹底

- 児童生徒が安心・安全で充実した学校生活を送れるよう施設・設備や備品を整備する。
- 学校内外での事故を防止するため、施設・設備や備品の安全点検と安全指導を徹底する。

③⑬ 家庭及び地域とのネットワークづくりの推進

- まちづくり教育を活用し、保護者や地域とのネットワークづくりを推進する。

2 社会教育

(9) 家庭の教育力の向上を図る

③4 豊かな心をはぐくむ学習機会の充実

- 生命を大切にする心、相手を思いやる心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため学習機会の充実に努める。

③5 読み聞かせを通した家庭の教育力の向上

- 「井手町子どもの読書活動推進計画～第3次～」に基づき、乳幼児期から本に親しめるよう、家庭における読み聞かせを通した家庭の教育力向上の支援を行う。

③6 家庭の教育力の向上のため関係機関・団体との連携・協働

- 家庭の教育力を高めるため、保育園・学校・地域社会並びに関係部局と連携・協働して保護者に対する学習・交流の機会やサポート体制の充実に努める。

(10) 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ

③7 地域社会の力を活かした活動の充実

- 地域の人々の絆を強める取組を充実する。
- 地域の身近な人との交流や出会いを通して、子どもの社会性やコミュニケーション能力を高める。
- 学校・家庭・地域社会が連携・協働し、地域全体で子どもの自己肯定感をはぐくむ取組を推進する。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に参加できるような地域の中での取組を推進する。

③8 地域社会の教育力の向上

- 多様な生涯学習の成果を活かせる場や機会の提供など、地域の教育力向上にむけた取組を推進する。

③9 青少年の健全育成のための環境づくり

- 学校、家庭、地域社会や「井手町青少年を育てる会」をはじめとする関係団体と連携を深め、青少年の健やかな育ちを阻害する有害情報対策を進めるなど、地域総がかりで青少年の健全育成に努める。

(11) 生涯学習の振興に向けて学習環境の充実を図る

④0 生涯学習の推進

- 生涯学習の基盤となる自己学習能力の向上や人権尊重の意識を養い、健やかな心身をはぐくむため、学習機会や学習環境の充実に努める。

④1 学習施設の充実

- 生涯学習活動の拠点施設として、山吹ふれあいセンター、図書館の整備・充実を図る。

(12) 文化・スポーツ活動の振興を図る

④② 文化活動の振興

- 井手町文化協会と連携して、文化祭をはじめとする文化活動の振興を図るとともに文化協会加入団体の連携強化や新規加入の働きかけに努めるなど、積極的に支援する。

④③ 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

- 総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、住民のスポーツ・レクリエーション団体活動を支援し、生涯スポーツ社会の実現を図る。また、より多くの住民がスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、活動の場の整備と機会の提供に努める。
- 住民のだれもが、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」取り組むことができる生涯スポーツを推進する。
- 井手町スポーツ推進委員会・井手町スポーツ協会との連携をもとに、住民がスポーツに興味・関心をもてる機会や場の提供に努める。

④④ 施設の整備・充実

- 生涯スポーツの拠点として、各種グラウンドの整備・充実を図る。

(13) 人権が尊重される共生社会の実現に向けた学習活動を推進する

④⑤ 人権教育の推進

- 生涯学習を推進する中で、今日的課題である基本的人権の尊重について、学習機会の提供に努め、人権尊重の精神を正しく認識できるよう、人権教育・人権啓発を推進する。
- 『部落差別の解消の推進に関する法律』等を踏まえ、差別のない社会の実現を図るとともに、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権問題についての理解と認識を深めるため、啓発活動を推進する。
- 人権教育を推進するために、京都府教育委員会資料「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）」、「人権学習資料集（社会教育編）」等を活用し、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質向上を図る研修を充実する。

④⑥ 男女共同参画社会の形成

- これまでの固定的な性別役割分担意識を改善し、社会の対等な構成員として男女の人権が尊重され、自らの意思により社会のあらゆる分野で活躍できる町づくりのための取組を推進する。
- 男女共同参画の推進に向けた講演会を実施する。

(14) 地域文化・伝統文化の保全、継承、活用を図る

④⑦ 文化財保護活動の推進

- 町内遺跡について調査を進め、重要な遺跡については調査成果をまとめ報告書を刊行し、その保護に努める。
- 「井手町文化財保護条例」の趣旨に基づき文化財を調査し、所有者などがその保護と活用に努めるよう理解と協力を促しながら井手町文化財の指定を進める。

④⑧ 観光資源としての文化財の活用

- 「井手町ふるさとガイドボランティア」をはじめとする関係団体との連携を強化し、町内外との交流において文化財の積極的な活用を図る。

IV 点検・評価の結果

1 学校教育

[illegible]

	・夏季合同研修会 7月31日（会場：泉ヶ丘中学校） 講演：学力の推移とその要因 講師：広島経済大学 准教授 前馬 優策 先生 ・授業改善部会 5月1日、7月10日、10月2日、1月11日 習熟型の授業をつくり出すための「井手町授業方程式」と、獲得した知識・技能を定着させるために繰り返し指導を行う「スパイラル学習」を基盤に、授業改善を推進する。 ・個別支援部会 5月31日、7月12日、9月14日、12月11日、1月24日 「個別支援プログラム」による基礎学力の定着と学習サイクルの確立、効果のあった典型事例の蓄積と普及、「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」の活用 ・学習集団部会 5月25日、6月23日、1月12日 児童会・生徒会を中心とした児童生徒の主体的な取組を促すとともに、非認知能力の育成や仲間づくりに向けて学習や生活のルールについて協議 ・児童会生徒会合同会議 7月6日、2月1日 各校の取組交流 非認知能力の育成と関連付けたいじめ防止の取組 ・小中連携の取組 6月13日 中学校部活動体験（小6） 12月5日 中学校体験授業（小6） ② 京都式少人数教育の推進 ・少人数学級編成 井手小4・5・6年生、泉ヶ丘中3年生 ③ チャレンジ学習事業 ・高い目標へチャレンジする生徒を支援するため、各種検定受検を活用した学習意欲の向上を図る取組 ・小学校は年間100時間、中学校では年間160時間、放課後などを活用し検定合格に向けた指導 ※合格者については、英検チャレンジ推進事業、数検チャレンジ推進事業で後記
--	---

	④ 英検チャレンジ推進事業 ・ 泉ヶ丘中学校全校生徒が卒業までに英語検定 4 級の取得を目指す取組。（4 級の受検費用を全額補助するとともに、上位級へのチャレンジを支援するため、年度内 1 回に限り 3 級以上の検定料を全額補助する。） ・ 合格者 英検 2 級 1 名、準 2 級 1 7 名、3 級 2 5 名 4 級 3 3 名 ※英検 2 級は高校卒業程度、準 2 級は高校中級程度 3 級は中学卒業程度、4 級は中学中級程度 5 級は中学初級程度 ⑤ 数検チャレンジ推進事業 ・ 井手町立小学校 5 年生児童が数検 8 級、6 年生児童が数検 6 級の取得を目指す取組。 ・ 泉ヶ丘中学校全校生徒が数検 4 級の取得を目指す取組。（2 年生時と 3 年生時に各 1 回に限り 4 級以上の受検費用を全額補助する。） ・ 合格者 数検 3 級12名、4 級12名 6 級31名、8 級51名 ※数検準 2 級は高校 1 年生程度、3 級は中学 3 年生程度 4 級は中学 2 年生程度、5 級は中学 1 年生程度 6 級は小学 6 年生程度、8 級は小学 4 年生程度 ⑥ 調べる学習地域コンクール事業 ・ 10月 6 日（審査会） ・ 応募児童生徒318名 ・ 5 点を全国コンクールに応募し、5 点が佳作 ⑦ 学習支援員配置事業 既習の学習内容の定着につまずきが見られる小学校 4 年生・5 年生の児童、中学校 1 年生・2 年生の生徒を対象に、放課後や夏季休業中等を活用し補充学習を実施 （小学校 年間50時間×2校）（中学校 年間160時間） ⑧ 京都式「学力向上教育サポーター」事業 （まなび・生活アドバイザーの配置） ・ 井手小学校（週 4 日）非常勤講師の配置 家庭訪問49回、校内ケース会議20回 保護者教育相談79件、児童教育相談231件、 ・ 泉ヶ丘中学校（週 2 日）社会福祉士の配置 家庭訪問19回、校内ケース会議14回、福祉機関訪問 1 件
--	---

	多賀小学校訪問22回 ⑨ 小・中連携加配等による小学校での外国語科・音楽科指導 ・各小学校5、6年生対象に週2回程度 ⑩ 学生パワー活用事業（ボランティア学生の配置） ・井手小学校1名 年間28日間、授業での個別支援 ⑪ A L T・小中連携加配と連携した取組の推進 平成30年8月より増員によりA L Tの2名体制 ・井手小学校 月・水・金 勤務 ・多賀小学校 火・木 勤務 ・泉ヶ丘中学校 月～金 勤務 ⑫ 公立小学校と幼児教育施設との協働による幼小接続推進事業 ・保育園・幼稚園児を対象とした体験入学 井手小学校 1月29日 体験入学 多賀小学校 1月25日 体験入学 ⑬ 井手町保小中連携部会 ・6月29日、9月14日、12月8日、2月5日、3月14日 まなびスタート調査に基づく、個別支援と取組の充実 まなびスタート調査と楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uを関連させた分析 ⑭ I C Tを活用した指導の充実 ・採択教科書ごとの事例を確認し、井手町プログラミング教育モデルカリキュラムをもとに実施 ・井手町学校教育情報化検討委員会でI C T教育推進担当者会議を開催 6月15日、7月7日、10月8日、11月30日、2月6日 各校のI C Tの活用状況や年度更新作業、端末の持ち帰り、について確認 ・スクールサポーター（ICT支援員）を週1日派遣し、端末管理業務の支援を実施 ⑮ 第2期「未来を拓く学校づくり」推進事業 ・幼児教育から中学校教育までの学びの連続性・一貫性を通して、困難な状況に置かれている児童生徒を含むすべての子どもたちに、未来の社会の創り手として必要な力となる「認知能力」と「非認知能力」をともに育成する学校モデルを構築する。
--	---

	○認知能力の育成 ア 小中が連携した授業改善 イ 「まなびスタート調査」の活用 ウ 専門家による支援 ○非認知能力の育成 ア 学習集団部会〔児童会・生徒会合同会議〕 (非認知能力の取組の推進) イ 楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uの活用 ウ 専門家による支援 〈専門家による指導助言〉 学校経営・組織体制 広島経済大学准教授 前馬 優策 先生 幼児教育 京都ノートルダム女子大学准教授 薦田 未央 先生
成果と課題	① 公開する3クラスの公開授業の中から自分が希望する授業を参観し、その後の研究協議で各校の重点課題についての討議を行い、授業改善を進めることができた。授業展開や発問について話し合い、研修を深めることができたという感想が参加者からも聞くことができた。 ① 小中合同授業研究会を集合型で実施し、校種越えて研究協議を深めることができた。直接授業を見たり、交流したりすることにより研修が深まったという意見が多くあがった。 ① 夏季研修会を広島経済大学准教授前馬優策先生を講師に招いて、「学力の推移とその要因」を講演テーマにして実施することができた。京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～の結果と非認知能力についての講演を聞くことができた。子どもたちと基本的信頼感を築くことが学力を育む基盤となるという助言をいただき、本町がこれまで大切にしてきたことをより一層推進することが重要であることを共通理解することができた。 ① ジョイントアップ推進事業の3つの基盤である、習熟型の授業づくりを目指す「井手町授業方程式」、定着確認と振り返り・繰り返し学習、家庭学習の工夫などを目指す「スパイラル学習」、学校と家庭を結んで学習サイクルの確立を図る「個別支援プログラム」の取組について、若い教職員や転入教職員に確実に伝え、取組の理念をしっかりと継承していくことが大切である。 ② 京都式少人数教育では、個々の児童生徒の課題や学習ニーズをきめ細かく把握し、一人一人が分かったと実感できる授業づくりを推進することができた。学級内においても子どもたち一人一人に丁寧

	に向き合うことができた。 ③ チャレンジ学習事業においては、各種検定合格を目標に生徒が選択した講座（級別）の学習を実施し、過去問等に挑戦することにより一人一人の意欲を高められた。上位級合格を目指す気持ちが向上し、教科の授業にも意欲的に取り組むなどの効果がみられた。 ④ 4級受検費用を全額補助するとともに、平成29年度からは、上位級へのチャレンジを支援するため、年度内1回に限り3級以上の検定料を全額補助することとし、延べ125名を対象に受検の促進ができた。令和5年度の3年生では42名中、35名が4級以上、その内25名が3級以上を取得することができた。 ⑤ 小学5年生は8級、小学6年生は6級、中学生は4級の合格に向け、各校とも計画的に振り返り・繰り返し学習及び個別の支援を行いながら取組を進めたことで、基礎学力定着のよい機会となっている。令和5年度5年生は53名中51名が8級に合格、6年生は38名中31名が6級に合格することができた。 ⑤ 中学校では4級受検費用を全額補助するとともに、令和4年度からは、上位級へのチャレンジを支援するため、4級以上を取得している生徒には、4級受検費用にかわり、年度1回に限り上位級の受検費用を全額補助することとし、67名を対象に受検の促進ができた。令和5年度の3年生は、41名中、21名が4級以上、12名が3級を取得することができた。 ⑥ 調べる学習地域コンクール事業では、小・中学生の8割を超える応募があった。学校図書館担当教員や学校司書が中心となって、調べ学習のガイドブックを作成したり、全国の優秀作品を展示して興味関心を高めながらコンクールに取り組ませた。iPadを用いて作品を作る生徒もあり、コンクールがより充実したものになる手ごたえを感じることができた。 ⑦ 既習の学習内容を中心とし、基礎基本の定着を図るために基礎プリント等を活用し、学習意欲の向上と定着を図ることができた。 ⑦ 対象生徒に個別に支援を行い、週ごとの確認テストに向けた基礎基本の定着が図られ、確認テスト合格率の向上につながった。宿題等への支援も行い、家庭学習習慣を身に付けさせるきっかけもつくることができた。 ⑧ 配置された「まなび・生活アドバイザー」によって、課題を有する児童生徒及び保護者への支援を進めることができた。専門的なアドバイスによってケース会議の充実が図られ、効果的な支援を行うことができた。また、小学校においては支援が必要な児童に個別指
--	--

	導を行い、学習への苦手意識や不安を解消し、学習意欲や規範意識の向上が見られた。 ⑨ 小・中連携加配等による小学校での外国語科・音楽科指導では、義務教育9年間を見通した系統的な教科指導を実施することができ、小・中学校の円滑な接続にも効果があった。 ⑨ 小学校高学年で外国語の授業において、小中学校教員及び2名のALTが緊密に連携することで、より効果的な授業が展開できた。音楽科においては、教科の専門性を生かした指導により歌唱表現や器楽表現に関わる質的な向上が見られた。 ⑩ 授業や放課後の補充学習では、学生という利点を活かして、児童・生徒により近い視点で寄り添うことにより、個に応じたきめ細やかな学習支援を行うなど効果的に取組を進めることができた。 ⑪ ALTを2名体制とし、中学校では週5日、小学校では週2～3日、ALTが勤務することで、小学校の外国語や外国語活動、中学校の英語の授業がALTをはじめとして複数体制で実施でき、ALTによるオールイングリッシュの授業を実施する等外国語・英語教育の充実が図れた。 ⑫ 小学校入学前の保育園・幼稚園の幼児を対象に小学校の体験入学（公立小学校と幼児教育施設との協働による幼小接続推進事業）を実施し、入学後の生活習慣や学習習慣の変化に対応できるようにした。 ⑫ 保小中連携部会において、専門家よりデータに基づいた客観的なアドバイスを受けながら、個別支援と保小中連携の取組の充実が図られた。小学校教員と保育士が互いの取組を理解することで、教科学習へのスムーズな移行ができるようになり、また、支援が必要な児童についての情報を共有することで早期の支援に繋がった。 ⑫ 「まなびスタート調査」で課題のあった児童についてアンケートQ-Uの変化を交流し、効果的であった支援について共有することができた。 ⑬ 井手町プログラミング教育モデルカリキュラムをもとにプログラミングについて計画的に学習することができた。 ⑬ 井手町学校教育情報化検討委員会において、ICT教育推進担当者会議を開催し、一人一台端末について各校の活用状況や成果と課題の交流、年度更新作業、端末の持ち帰りのルールなどについて確認することができた。 ⑬ スクールサポーター（ICT支援員）を週1日派遣し、教員の端末管理業務の軽減を図ることができた。
--	--

	⑭ 本町がこれまで行ってきた取組について、2名の専門家よりデータに基づいた客観的なアドバイスを受け、取組を発展充実させることができた。特に学びスタート調査については令和5年度の中学生においても小学1年生時の調査結果があり、それに基づいた指導助言を受けることができ、小中学校での指導を振り返ることができた。 ⑭ 「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」調査を行い、客観的なデータから分析し、不登校やいじめなどのないよりよい集団づくりへの活用についての研究を進めることができた。今年度は各校ごとに追手門大学の坂本先生を招いた校内研修を実施することができQ-Uによるアセスメントについての理解をさらに深めることができた。 ⑭ 児童会・生徒会合同会議にて、非認知能力についての各校の取組を交流することができた。会議の中で「笑顔あふれる学校」をつくるにはどのような力を伸ばせばよいかということ子どもたちが話し合い、非認知能力育成と関連付けたいじめ防止の取組を主体的に進めることができた。
自己評価	A
学識経験者の意見	○学力向上、進路実現を目指すため様々なことに取り組んでいただいている。 ○英検チャレンジ事業においては2級の合格者がでるとともに準2級の合格者が例年より増加しており、井手町が行っている検定料補助の成果が出ていると感じた。基礎基本の定着だけでなく、上位級を目指す生徒も増えてきて良い影響が出ている。今後も継続して取り組んでいただきたい。 ○学生パワー活用事業については1名のみの登録でさみしさを感じた。実習に来られた大学生に声をかけるなどして登録者が増えることが望ましい。 ○文部科学省は、児童生徒が主体的に活動する探求型の学習や個々の特性に応じた学習を提唱している。今後もICTを活用しながら国の流れに沿った教育活動を続けていただきたい。 ○ICT 支援員の配置により、教職員の端末管理業務が軽減できたことは良かった。 ○「未来を拓く学校づくり推進事業」においては学びスタート調査や児童生徒の主体的な取組により、非認知能力の育成が進んでいくことを期待している。

	○コロナ禍が明け、授業研究会や夏季研修会が顔を合わせて実施できたことは先生方の研修を深めるという視点からよいことである。 ○夏季研修会において非認知能力に焦点をあてた講演を聴くことで、井手町の先生方が頑張ってきたことの正しさが再確認できた。 ○井手町が大事にされている保小中の一貫した取組が生かされている。子どもの特性を把握し、個別支援を早期に始めることで進級、進学した後も安心して学校生活を送ることができるように取り組まれている。
--	---

項 目	(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ
実施事業 及び取組	① ジョイント・アップ推進事業（学習集団づくり） ② 地域学習や体験学習の推進 ③ 集团的活動・社会体験活動・ボランティア活動等体験活動の充実 ④ 道德教育の充実 ⑤ 文化芸術体験・鑑賞
事業の 進捗状況	① ジョイント・アップ推進事業（学習集団づくり） ・学習集団部会 5月25日、6月23日、1月12日 児童会・生徒会を中心とした児童生徒の主体的な取組を促すとともに、非認知能力の育成の取組について協議 ・児童会生徒会合同会議 7月1日、1月30日 各校の取組交流 非認知能力の育成と関連付けたいじめ防止の取組 ②③ 地域学習や体験活動等（まちづくり教育） ・井手小学校（地域住民「いでっ子応援隊」による特別授業） 5月8日 筍堀り（3年生） 6月7日 田植え（5年生） 10月6日 稲刈り（5年生） 10月6日 林間学習・フィールドワーク（4年生） 11月6日 南山城水害講話（4年生） 等 ・多賀小学校（地域住民による特別授業） 5月25日 さつまいも植え（1・2年生） 6月7日 源氏ボタル（3年生） 6月20日 田植え（5年生）

	10月18日 稲刈り（5年生） ・ 泉ヶ丘中学校（地域住民による特別授業） 8月2日～4日 社会福祉体験学習〔保育園・玉泉苑）（3年生） 9月8日 ピザづくり・陶芸体験（1年生） 11月9、10日 職場体験（2年生） ④ 道德教育の推進体制の充実及び「特別の教科 道德」の年間指導計画の活用、指導方法の工夫改善 ⑤ 文化を未来に伝える次世代育み事業 11月2日 能楽体験（多賀小学校5・6年生） ⑤ 劇団四季「こころの劇場」 10月30日 （多賀小学校6年生）
成果と課題	① 非認知能力の育成を図るため、各校が実態に応じた取組を児童生徒が主体的となって実施することができた。児童会生徒会合同会議では、その取組内容を交流し、よりよい学習集団の育成と仲間づくりの推進が図れた。 ① 「笑顔あふれる学校」をテーマに子どもたちが話し合い、あいさつが飛び交う、互いに信頼できる、みんなで協力できる、など高めていきたい非認知能力について小・中学校の子どもたちの中で共有することができた。 ②③ 従来から取り組んできた園芸体験や農業体験、井手町について学ぶ「ふるさと学習」など、地域住民を特別講師として招いての教育実践を「まちづくり教育」として位置付け継続して実施することができた。自分の町に愛着をもち、将来のまちづくりを担う人材育成という「まちづくり教育」のねらいの浸透を進めることを目指し、まちづくり教育のリーフレットを更新することができた。 ②③ 中学生の職場体験を実施し、将来の進路についての関心を高め、望ましい職業観や勤労観を身に付ける機会となった。新しくオープンしたテオテラスでも令和5年度から新たに受け入れていただき、多くの事業所に体験を実施することができた。今後も町内の各事業所と協力をしながら充実した取組を推進していきたい。 ④ 道德の授業を中心に、学校教育全般を通じて道德教育を推進することができた。今後、道德の指導が日常生活の中で実践化するように、校務分掌で位置づけている「道德教育推進教師」を中心に、指導方法の工夫・改善を一層図る必要がある。 ④ 「考え、議論する道德」の実現に向けて、計画的に研修を実施し

	ながら、指導方法の工夫改善を一層図る必要がある。 ⑤ 能楽体験では伝統文化のすばらしさやおもしろさを直接体感できる場となった。 ⑤ 劇団四季「こころの劇場」では、優れた舞台を生で視聴することができた。児童の感想にも「心を動かされた」という感想もあり、子どもたちにとって大変貴重な機会となった。
自己評価	B
学識経験者の意見	○ふるさと学習において取り組まれた「南山城水害についての講話」は、近年の気候変動等を考えると現代の防災対策としても良い機会となる。今後も継続して地域学習に加えて欲しい内容である。 ○文化芸術体験・鑑賞では令和4年度までの動画配信ではなく、本物の舞台芸術に触れる良い機会になった。今後も文化芸術体験・鑑賞に積極的に取り組んで欲しい。 ○社会に開かれた教育課程の理念が井手町の町づくり教育の中に生かされている。児童生徒が社会の中で包み込まれている感覚を感じることができる地域学習・体験学習になっている。今後も継続して実施し、地域と触れ合う機会を確保していただきたい。 ○井手町の人口は減少傾向にあるが、地元の良さを発見し守っていく素地づくりを担う部分がふるさと学習にはある。ふるさとへの愛着を育む、将来の井手町を担う人材の育成に努めるという理念を守りながら今後も継続して実施していただきたい。

項 目	(3) いじめの防止対策等の充実を図る
実施事業及び取組	① 井手町いじめ防止基本方針に基づく取組 ② いじめ防止等の取組 ③ いじめ調査 ④ 教職員研修
事業の進捗状況	① 井手町いじめ防止対策推進委員会の開催 第1回 6月1日 第2回 10月24日 第3回 2月20日 ② いじめ防止等の取組 ・気づきシートを活用した日常点検の実施 ・各校「いじめ対策委員会」の開催（毎月） ・教育委員会が各校の実態把握と指導助言（毎月）

	・「いじめ相談窓口」の取組 ・児童生徒が自主的に取り組む活動 ・人権週間の取組 - 小学校 各クラスで人権について話し合い「人権スローガン」を作成 - 中学校 全校生徒が人権作文を書き、学級・校内意見発表会で発表 ・非行防止教室等を活用し、LINEやSNS等について児童生徒の情報モラルを高める取組 - 井手小学校 9月4日 スマホ・ケータイ人権教室（6年生） 6月23日 非行防止教室（5年生） 11月21日 ネットトラブル対策講座（4～6年生） - 多賀小学校 5月30日 非行防止教室（5年生） 9月8日 スマホ・ケータイ人権教室（5・6年生） - 泉ヶ丘中学校 7月13日 非行防止教室（2年生） 11月30日 スマホ・ケータイ人権教室（1～3年生） ③ いじめ調査（年間3回実施） 認知件数 ・1学期（3校合計）48件、重大事態0件 ・2学期（3校合計）59件、重大事態0件 ・3学期（3校合計）34件、重大事態0件 ※認知した141件については、指導してから3か月後に、本人及び保護者に再度確認した結果、すべての事象は解消していた。 ④ 教職員研修 ・いじめ防止対策推進法及び基本方針に関する研修 ・「教職員ハンドブック」（京都府教育委員会）による研修 ・文部科学省や京都府教育委員会からの通知内容に基づく研修 ・アンケート調査結果をもとにした研修
成果と課題	① いじめ問題への対策を総合的に推進するため、井手町いじめ防止対策推進委員会を開催した。今後とも、学校外の委員の方々の意見を参考にしながら3校の連携をより密にとりながら、いじめ防止に向けての取組を一層充実させていくことが大切である。

	② 「気づきシート」を活用し、児童生徒からの小さなサインにも見逃さないよう全職員で意識の高揚を図ることができた。その結果を校内で毎週共有する中で、いじめを絶対見逃さない学校づくりに力取り組んだ。各校に設置しているいじめ対策委員会やいじめ相談窓口などを効果的に機能させながら、早期発見・早期対応・未然防止に引き続き努めていかなければならない。 ② いじめが発見された後も、管理職等を中心として組織的に対応し、早期の解決に繋げることができた。 ② 指導主事による毎月の学校訪問で各校のいじめ防止に向けた取組状況の把握と指導助言を行い、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する取組の一層の充実を図ることができた。 ② 児童会生徒会合同会議で、「非認知能力の育成」をテーマに児童会・生徒会活動の充実を目指して活動を行った。自分や集団を成長させながらいじめのない学校づくりを目指して取り組むことができた。「よりよい集団づくりに向けて自分たちにできること」について、児童生徒が意見を交換し、具体的な取組につなげていくことが大切である。 ② SNSやLINEを発端とするトラブルが増加している現状を受け、外部講師を招いての学習会をはじめ、情報モラル教育に取り組んだ。元警察官や人権擁護委員、NTTドコモの方から実際に起こったことなど具体的な話を聞き、インターネットやSNSの正しく安全な使い方について学習することができた。 今後も継続的に指導を行い、個人情報流出やネットいじめの危険性やスマートフォンとの付き合い方について、児童生徒が深く理解するよう、指導の徹底を図っていく必要がある。 ③ 学期に1回、落ち着いた環境で実施するため家庭持ち帰りのアンケート及び個別の聞き取り調査による実態把握を継続して実施することができた。 いじめアンケートや聞き取り調査のみでなく、日常の気づきシート・各校いじめ対策委員会の取組と併せて、いじめを見逃さず、認知した場合も早期に組織的に対応していくことが大切である。 ④ いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという危機意識をもって、学校が組織的に対応できるよう体制を整えることが心がけている。 ④ いじめについて、些細なことでも見逃さず指導しきること、いじめに苦しむ心情を共感的に受け止めことなど、いじめの防止に関する基本的な考え方について教職員全体で確認し、共有することがで
--	---

	きた。引き続き教職員の資質の向上を図ることが必要である。
自己評価	B
学識経験者の意見	○他市町においていじめ事象ではいじめ対策防止委員会と子どもたちや保護者との間に認識のずれが生じるケースもあると報道がある。本町においては問題行動を引き起こしたと捉えるだけでなく、その後の確認についても問題解決に向けて丁寧に行っていただきたい。 ○不登校の児童・生徒への対応については、いじめ事象がなかったかという確認に加え、ICT を活用した学習保障も必要だ。負担なく学校生活に戻れる環境づくりは大切であり、その観点からも児童会生徒会合同会議での「いじめのない学校づくり」についての話し合いは良い。今後も継続して実施していただきたい。 ○気づきシートの活用やいじめ対策委員会の開催、日常生活での個別の聞き取りも含めて日常から教職員が意識して取り組まれている。とても大切なこととして評価したい。 ○いじめの早期発見は大切である。学校生活の中で子ども同士がお互いに認め合っている学級経営が行われているか。普段から子どもたちの表情や雰囲気を見ていくということも先生方にさらに大事にしていきたい。

項 目	(４) 健やかな身体の育成を図る
実施事業及び取組	① 京の子ども元気なからだスタンダード事業 ② 京都式「部活動サポート」事業 ③ 非行防止教室・薬物乱用防止教室 ④ 学校給食費全額補助 ⑤ 学校給食と食に関する指導の推進 ⑥ 熱中症対策
事業の進捗状況	① 京の子ども元気なからだスタンダード事業 ・京都府教育委員会が作成した発達段階において身に付けておくべき身体動作がどの程度獲得できているかの基準を体育の授業や遊びの中で活用 ① 「運動遊びガイドブック」の活用 ② 京都式「部活動サポート」事業等による体育・スポーツ活動の充実 ・中学校部活動において外部指導者としての地域人材の活用 泉ヶ丘中学校バドミントン部 年間49時間

	・井手町立中学校部活動指導指針に基づく活動 ③ 非行防止教室・薬物乱用防止教室 ・5月30日 多賀小学校（5、6年生）元警察官により万引き、いじめ、情報モラル、薬物乱用、規範意識全般に関する内容で実施 ・6月23日 井手小学校（5、6年生）元警察官により万引き、いじめ、情報モラル、薬物乱用、規範意識全般に関する内容で実施 ・7月13日 泉ヶ丘中学校（全学年）警察官・保護司により万引き、いじめ、情報モラル、薬物乱用、喫煙、規範意識全般に関する内容で実施 ④ 給食費全額補助と給食実施期間 ・給食費全額補助 平成30年度から実施 小学生1人あたり平均年額53,480円 中学生1人あたり平均年額55,200円 物価高騰対策分一食30円を含む ・給食実施期間 ・1学期 4月11日から終業式の前日まで ※ただし、泉ヶ丘中学校1年生は4月12日から、井手小学校1年生と多賀小学校1年生は4月15日から ・2学期 始業式の翌日から終業式の前日まで ・3学期 始業式の翌日から3月21日まで ※ただし、泉ヶ丘中学校3年生は3月6日まで 井手小学校6年生、多賀小学校6年生は3月19日まで ・小学校平均191回、中学校平均184回 ⑤ 食に関する指導の充実 ・年間を通じ、地元食材を使った季節の献立や行事食、郷土食の実施 ・井手やまぶき支援学校と統一献立の実施 ・「給食だより」による旬の食材や食生活についての啓発 ・給食時間の献立と食に関する放送の実施 ・「だし」で味わう和食の日（11月24日） ・全国学校給食週間の取組（1月24日～1月30日） ⑤ 食物アレルギーへの対応 ・食物アレルギー対応マニュアル（改定版）による対応 ・平成29年10月より対応食（代替食及び除去食）の提供申請のあった12人に、給食提供日数196日中169日間、延べ402
--	--

	食を提供 ・事前の保護者との連携 詳細な献立表及び対応食希望申請書の配布と保護者からの申込書の提出による対応食提供の決定 ・調理から喫食までの各段階における各担当者による項目確認とチェックの実施 ⑥ 熱中症対策 ・全普通教室への空調設備整備（平成20・21年度） ・特別教室への空調設備整備（令和元年度） ・普通教室の空調更新（令和4年度） ・体育館等への大型扇風機の整備 ・サーキュレーターの整備 ・暑さ指数測計の整備 ・経口補水液を保健室に常備 ・運動内容や時間の調節、休憩と水分補給の時間の設定 ・教職員研修の実施 ・水筒持参を保護者へ依頼
成果と課題	① 「京の子ども元気なからだスタンダード」「運動遊びガイドブック」を活用し、子ども一人一人の運動や身体動作の獲得状況を把握し、体育の授業や日常生活での遊びの中で、基本的な動きの獲得や改善に向けて取り組んだ。カリキュラムの中に適切に位置づけ計画的・継続的に取り組んでいくことが大切である。 ② 部活動については、平成30年度に策定した井手町立中学校部活動指導指針をもとに、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、原則週2日以上の子休養日を設定している。下校時間についても活動時間が長くなりすぎないように留意しながら設定することができた。 中学校では、適切な休養時間を確保し、心身のリフレッシュによる効率的な部活動や充実した学校生活につながっている。 ② 京都式「部活動サポート」事業により中学校部活動において外部指導者としての地域人材を活用した。地域人材が適切に顧問等と連携・協力し生徒の実技指導及び助言を行うことで、運動部活動の活性化と体育・スポーツ活動の充実や顧問の負担軽減を図ることができた。 ③ すべての小・中学校で非行防止教室・薬物乱用防止教室を実施した。非行防止、薬物乱用防止とSNS等の情報モラルについて学ぶことができた。薬物乱用による健康被害やSNS等のトラブルの未

	然防止のため、家庭・地域とも連携して取組を進めることが大切である。 ④ 子育て支援策として昭和49年度から給食費の一部補助を実施し、平成17年度からは一食17円の補助を継続してきたが、平成30年度からは小中学校の給食費を全額補助し実質無償化となった。 これらにより学校給食費会計・徴収に係る教職員の事務負担の軽減にもつながっている。 また、食材費等が高騰している中でも給食の質、量、栄養価を維持するため、一食30円を追加で補助をした。 ⑤ 給食だよりの充実や郷土食の実施により、食に関する興味・関心を高めることができた。 ⑤ メニューにより給食残量にばらつきがあることから、食の大切さの指導・調理方法を工夫するなどして、一層効果的な取組を継続していく必要がある。 ⑤ 食物アレルギーを有する児童・生徒に対応するため、「食物アレルギー対応マニュアル（改定版）」に基づいて、保護者と連携して、きめ細やかな個別の対応を進めるとともに、調理から喫食まで、各段階で担当者がチェックを行い、安心安全に提供することができた。 ⑥ 空調設備の適切な使用によって、熱中症事故を防止するための環境を整えることができた。体育館等の空調設備のない場所では、ドアを開けたり大型扇風機を使って風通しをよくするなど、工夫することができた。 ⑥ 暑さ指数計を校内に設置することにより、活動場所の暑さ指数に応じて体育や部活動における運動の中止等の判断を適切に行うことができた。 ⑥ 水筒持参によって、適宜水分補給が行えるようにするとともに、保健室に経口補水液を常備し、熱中症に備えることができた。 ⑥ 熱中症発生のメカニズムや応急手当の方法、対応体制についての教職員研修を行い、適切な体調管理に努めるとともに、熱中症から身を守るために必要な指導・保護者啓発を行うことができた。
自己評価	A
学識経験者の意見	○健康診断について原則着衣の通知があった。通知に則った適切な方法での健康診断の実施が大切である。 ○部活動において適切な休養日を設定し、充実した学校生活につながっていると思う。男子バスケットボール部や野球部、バドミントン

	部の活躍にも地域の方の協力があつたと聞いている。今後も協力してくださる地域の方が増えていくことを期待している。 ○長期休業中は給食がなく、子どもたちの食生活が崩れてしまうことがある。そのような事情も考慮して長期休業明けは子どもたちの生活も変化しやすいので、先生方には十分留意して子どもたちを観察していただきたい。 ○食材費が高騰する中、質や栄養バランスを確保するための30円の補助は子育て支援につながる。地元の食材を使うなど食材の工夫や、アレルギー対応食の提供など様々な取組を実施されており、努力されている。 ○熱中症警戒アラートの発表日数が増加する中、子どもの安全確保と学習活動の保障のバランスをどのように取っていくかが今後の課題である。 ○インターネット上のいじめは発覚してからしかわからず早期発見が難しい。日々の子どもの様子の観察や保護者からの情報提供が大切である。「スマホ8か条」等を生かしながら保護者啓発を進めて行ってほしい。
--	---

項 目	(5) 人権を尊重し個性や能力を伸ばす
実施事業 及び取組	① 教育総合推進地域事業 ② 人権教育に係る授業や取組の推進 ③ 特別支援教育支援員配置事業 ④ 井手町通級指導教室推進事業 ⑤ 交流や共同学習の推進 ⑥ 調べる学習地域コンクール事業 ⑦ 小・中学校への学校司書の配置 ⑧ キャリア教育の充実
事業の 進捗状況	① 教育総合推進地域事業 ・ 人権教育連絡会 6月6日 事業計画策定 7月4日 各校園の部落差別をなくすための教育について 10月10日 井手町立小・中学校の学力分析について 12月5日 各校の学力と質問紙調査の分析報告 3月12日 高等学校生徒アンケート 本年度の総括、来年度に向けて

	② 人権教育に係る授業や取組の推進 ・各校における人権教育の取組 - 井手小学校 人権学習、各クラス人権スローガン作成 教職員研修 - 多賀小学校 人権学習、各クラス人権スローガン作成 教職員研修 - 泉ヶ丘中学校 人権学習、学級・校内意見発表会 教職員研修 ・井手町人権・同和教育研究会 5月19日 総会 7月31日 夏季研修会 8月18日 フィールドワーク(水平社博物館) 2月20日 総括集会及び研修講座 講演「私と同和教育」 京都つくば開成高等学校 濱 喜代巳 先生 3 専門部による部会 ○学力保障専門部 5月9日、6月22日、7月31日 1月23日 ○生活指導専門部 5月9日、7月31日、1月25日 ○人権・部落問題学習専門部 5月9日、7月31日、11月29日、2月2日 ・京都府教育委員会発行「人権学習資料集」の活用 ③ 特別支援教育支援員配置事業 ・通常学級で特別な支援が必要な児童に対して、学校生活上の支援や学習活動をサポートするために各小学校に非常勤職員配置 ④ 通級指導教室推進事業 ・井手町通級指導教室（平成28年8月1日～） 児童数 22名 ⑤ 特別支援学級、特別支援学校児童生徒の交流や共同学習 ・11月20日 秋の地域学校（みかん狩り） ・12月5日 クリスマス会 ・2月13日 卒業・進級を祝う会 ⑤ 井手やまぶき支援学校との交流 ・7月5日、6日 泉ヶ丘中3年生（ペタビンゴ） ・7月7日、10日 泉ヶ丘中1年生（ボッチャ） ・7月12日 多賀小2年生（学校案内） ・11月21日 井手小4年生（歌やダンス）
--	--

	・11月22日 井手小2年生（ボッチャ） ・11月24日 井手小5年生（レクレーションやパラバルーン） ・12月6日、7日 泉ヶ丘中1年生（ボッチャ） ・12月14日 泉ヶ丘中2年生（合奏や合唱、給食交流） ⑥ 調べる学習地域コンクール事業 ・10月6日（審査会） ※表彰は各校にて実施 ・応募児童生徒318名（5点を全国コンクールに応募） ⑦ 小・中学校への学校司書配置 ・各校へ週4日 ・読書手帳の活用 ⑧ キャリアパスポートの活用 ・児童生徒が活動を記録し蓄積する教材としてキャリアパスポートを活用 ⑧ 職業体験学習 ・9月25日 泉ヶ丘中学校2年生 ・京都ホテル観光ブライダル専門学校と専門学校日産京都自動車大学校で職業体験 ⑧ 職場体験学習（13事業所及び公共施設） ・11月9日、10日 泉ヶ丘中学校2年生
成果と課題	① 教育総合推進地域事業では、井手町人権教育連絡会で「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、部落差別のない社会の実現に向けた教育の在り方とすべての児童生徒に希望進路を実現させるための学力保障の取組について協議ができた。また、各校の学力と京都府学力・学習状況調査の結果分析を交流し、これからの社会に必要な学力観等についての研修を深めることができた。 保小中高の緊密な連携のもと引き続き効果的な取組を進めていくことが求められる。 ② 教職員の人権意識の高揚と人権教育の充実を図るため、各校で研修を実施できた。京都府教育委員会が発行した人権学習資料集等を有効活用しながら、一層の充実を図っていくことが大切である。 ② 井手町人権・同和教育研究会の研修講座では、講師の方が同和教育を進める上で大切にしてくられたことを学び、教員の指導力向上を図ることができた。 ③ 特別支援教育支援員配置事業により、通常の学級で特別な支援が必要な児童に対して、学習や生活の支援をするとともに、健康・安全面での配慮ができた。今後、個々の実態や課題に応じて、適切な

	指導及び必要な支援をすることができるような指導方法を一層工夫していく必要がある。 ④ 通級指導教室では、支援を必要とする児童の教育的ニーズに対応することができた。今後、支援を必要とする児童の保護者への啓発と連携をより一層進めるとともに、個々の児童の状況に応じた柔軟な対応も考えながら、支援を推進していくことが大切である。 ⑤ みかん狩りや卒業・進級を祝う会などにより、特別支援学級、特別支援学校の児童生徒がともにふれ合うことで相互に理解を深める機会となった。 ⑤ 井手やまぶき支援学校との交流では、支援学校の児童生徒と「ボッチャ」「ボルダリング」「学校体験」「合奏」「給食交流」等の交流を行い、障害の有無に関わらず誰もが共に暮らす社会を目指すインクルーシブ教育を推進することができた。 ⑥ 調べる学習地域コンクール事業では、小・中学生の8割を超える応募があった。学校図書館担当教員や学校司書が中心となって、調べる学習のガイドブックを作成したり、全国の優秀作品を展示して興味関心を高めたりしながらコンクールに取り組ませた。iPadを活用して作品を作る生徒もおり、応募作品の中でもより質の高い作品が見られるようになったが、インターネットだけに頼らず図書と併用して調べ学習を進める視点も指導する必要がある。 ⑦ 小・中学校に配置した学校司書と教職員の連携した取組により、学校図書館の整備と児童生徒の利用促進が図れた。読書手帳を活用して、図書館利用を促進する取組も進んだ。 ⑧ キャリアパスポートを活用し、自らの学習活動や将来への展望の変遷を振り返らせることができた。小学校段階からキャリア教育を実施し、発達段階に応じて、自らの特性に気付かせ、将来に夢と希望をもたせる機会を設けるなどの取組を進めることが大切である。 ⑧ 職業体験学習では専門学校に見学に行き、実際の自動車やホテルを模した部屋など本物に触れることで、充実した体験学習を行うことができた。これからの進路選択に活かせる貴重な経験となった。 ⑧ 職場体験学習では、町内にある事業所及び公共施設の協力のもと、実際に仕事の体験をしたり働く人たちと接したりすることを通して、働くことの意義や苦勞について考える機会となった。体験学習のまとめとして、職場紹介シートを英語科と連携して英語で作成するなど、教科横断的な学びにつなげることができた。
自己評価	A

学識経験者の意見	○井手町人権・同和教育研究会は教職員の人権意識の高揚と人権教育の充実を目指し、部落差別のない社会の実現を目指し活動されているところに敬意を払う。人権問題が多様化し SNS 上では学校や保護者の目が行き届きにくい事例もある。今後も学校と保護者が連携し子どもの人権を守る取組を推進していただきたい。 ○井手やまぶき支援学校との交流は多様な学習を進められた。障がいのある無しに関わらず人権教育を進めていただきたい。誰もが安心して過ごせる共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいただきたい。 ○学力を保障することが子どもたちの人権を守る上で一番大切な部分である。学力調査や生活実態の把握を小中連携して研修されることは大変意義がある。今後も継続して実施していただきたい。
----------	--

項 目	(6) 社会の変化に主体的に対応できる力をはぐくむ
実施事業及び取組	① 環境教育の推進 ② 清掃ボランティア活動の推進 ③ ICT活用と情報モラル教育・プログラミング教育の推進 ④ 外国語指導助手活用事業 ⑤ 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業 ⑥ 英検チャレンジ推進事業
事業の進捗状況	① 環境教育 ・家族みんなで温暖化防止「夏休み省エネチャレンジ」 - エコチェックシートを利用しながら省エネなどの温暖化対策の取組及び家庭での省エネ活動の普及（京都府事業） ② 清掃ボランティア活動 ・井手小学校 クリーンキャンペーンへの参加 ・多賀小学校 公園の清掃活動 ・泉ヶ丘中学校 玉川の清掃活動 ③ ICT活用と情報モラル教育の推進 ・校内無線LAN環境を整備 ・教職員用パソコン64台とセンターサーバーを整備 ・タブレット端末（iPad）470台と充電保管庫を整備 ・普通教室と特別教室に大型提示装置（大型モニター等）を設置 ・指導者用デジタル教科書を整備

	・スクールサポーター(ICT支援員)週1日派遣 ・各校で情報モラルやマナーの指導 ・外部講師の活用 ③ 井手町学校教育情報化検討委員会 ・ICT教育推進担当者会議 6月15日、7月7日、10月8日、11月30日、2月6日 各校のICTの活用状況や年度更新作業、端末の持ち帰り、「井手町で育成する情報活用能力」について確認 ③ プログラミング教育の推進 ・教科書ごとの事例を確認 ・井手町プログラミング教育モデルカリキュラムをもとに実施 ④ 外国語指導助手活用事業 ・平成30年8月より増員により2名体制 ・泉ヶ丘中学校 週5日英語授業の補助 ・井手小学校 週3日外国語活動等の指導や補助 ・多賀小学校 週2日外国語活動等の指導や補助 ⑤ 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業 ・姉妹校との日常的な交流(手紙等を交換) ・代表生徒の姉妹校への派遣(8月16日～26日) ・オンライン交流(12月7日、12日) ・井手町文化祭での派遣報告(11月4日、5日) ・両小学校での派遣報告会の実施(12月7日) ⑥ 英語検定の実施 年間3回 泉ヶ丘中学校の全校生徒が在学中に英検4級を取得できるように、合格までの受検費用を全額補助する。さらに、年度内1回に限り3級以上の検定料を全額補助する。 ・合格者 英検2級1名、準2級17名、3級25名 4級33名
成果と課題	① 小学校では、夏休みを活用して家族ぐるみで省エネチャレンジに取り組み、地球温暖化防止に向けた家庭における取組を推進することができた。 ② 清掃ボランティア活動を通して、自分たちが普段過ごしている町について考えるきっかけとなった。環境問題等を自分事として考えられる児童生徒の育成を図っていくことが大切である。 ③ 指導者用デジタル教科書などの学習用ソフトウェアの授業での活用も進み、効果的に視覚教材を用いて児童生徒の授業への関心・意

	欲が一層高めることができた。 ③ スクールサポーター(ICT支援員)を週1日派遣し、端末管理業務の支援を行い、教員の負担軽減を図ることができた。 ③ 児童生徒が情報機器に触れる機会が急増する中、個人情報の管理、著作権などについて十分配慮するとともに、LINEやSNS等のトラブルや被害に遭わないように計画的に指導を行った。今後も、PTAが策定した「子どもを守るスマホ8か条」に基づいた指導や外部講師を招いての学習会を継続的に行いながら、児童生徒に情報モラルや適切なスマートフォンとの付き合い方が身に付くよう徹底していくことが必要である。 ③ 井手町学校教育情報化検討委員会において、ICT教育推進担当者会議を開催し情報交流を行い、一人一台端末の活用にあたり、各校のICTの活用状況や成果と課題の交流、年度更新作業、端末の持ち帰り等について確認することができた。 ③ 井手町プログラミング教育モデルカリキュラムをもとに、計画的に学習を進めることができた。 ③ 写真・音声・動画等を用いた資料・作品の制作や、インターネットを活用した調べ学習、アプリを使った共同学習など、タブレット端末を用いた授業実践が進んだ。また、タブレット端末を持ち帰っての家庭学習に取り組むことができた。 これからもタブレット端末を活用し、児童・生徒一人一人が、自分の興味・関心や、学習の進度に応じた学びを実現することや、学校での学びと家庭での学びを結び付けた取組の一層の充実を図る必要がある。 ④ 各校での国際理解教育では、ALTから母国の生活や文化についての話を聞いたり、映像資料などを見たりすることにより異文化に対する理解が深まるとともに、積極的にコミュニケーションを取ろうとする児童・生徒が増えてきた。 ④ 2名体制とし、中学校では週5日、小学校では週2～3日、ALTが勤務することで、小学校では教科化により増えた高学年の外国語科の授業をはじめ、中学年の外国語活動が、中学校ではALTをはじめとして複数体制で英語の授業が実施でき、ALTによるオールイングリッシュの授業を実施する等外国語・英語教育の充実が図れた。 ⑤ 「泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業」では代表生徒10名をオーストラリア姉妹校へ派遣した。帰国後は中学校はもちろんのこと井手町文化祭や町内小学校において派遣報告を行い、井手町全体の
--	---

	国際理解教育を充実させることができた。引き続き全校的な取組の視点を大切にしながら、国際感覚豊かな生徒を育てていきたい。 ⑤ オンライン交流を学級単位で年1回実施し、自己紹介や家族のこと、自分の趣味等について英語で話し、楽しく交流することができた。また、交流を通して互いの言語や文化についての理解を深めることができた。 ⑥ 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業との相乗効果で、英検を受検し、多くの生徒が上位級にも積極的にチャレンジすることができた。
自己評価	A
学識経験者の意見	○泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業では姉妹校への代表生徒派遣に加えて、手紙を通じた日常的な交流もされており良いと感じた。引き続き国際感覚豊かな生徒の育成に努めてほしい。英検チャレンジとの相乗効果も含めてよい事業になっている。派遣事業の報告会を文化祭でも見させてもらいとてもよかった。小学校での報告会も次の世代に目標を示す機会にできている。今後も継続して取り組んでいただきたい。 ○ICTの活用では、いじめの防止対策との関連を図り適切なICT機器の扱い方の指導を学校で進めて行って欲しい。

項 目	(7) 学校の教育力の向上を図る
実施事業及び取組	① 学校の教育力向上を図るための各種事業の推進 ジョイント・アップ推進事業 「未来を拓く学校づくり」推進事業 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業 小・中学校への学校司書配置 心の居場所サポーター活用事業 スクールカウンセラー活用事業 非行防止教室・薬物乱用防止教室の活用 京都式少人数教育の推進 京都式「学力向上教育サポーター」事業 小・中連携加配による小学校での外国語科・音楽科指導 ② 授業改善を目的とした校内重点研究の推進 ③ 「単位制履修制度」に基づく研修講座の計画的受講 ④ 働き方改革の推進

事業の 進捗状況	① 各種事業 ・ 小中合同授業研究会を年間 3 回実施 5 月 24 日（会場：多賀小学校） 11 月 8 日（会場：泉ヶ丘中学校） 1 月 26 日（会場：井手小学校） ・ 「未来を拓く学校づくり」推進事業 「認知能力」と「非認知能力」を一体的にはぐくむ学校モデルの構築 専門家チームによる指導助言 ・ 姉妹校への代表10名の生徒派遣 ・ 各校 1 名の学校司書配置 ・ 心の居場所サポーター活用事業 非常勤講師を配置し、学習支援や教育相談等を行うことで心にゆとりをもてるような学習環境を提供し、不登校の未然防止や早期解決を図る。 ・ スクールカウンセラー活用事業 臨床心理士を配置し、学校における教育相談機能の充実を図る。 スクールカウンセラー勤務日数 週 1 回 1 回あたり 7 時間（年間436時間） スクールカウンセラー相談件数 小学校 延べ 172件 中学校 延べ 92件 ・ 非行防止教室・薬物乱用防止教室の実施（3 校） ・ 個々の児童生徒の課題や学習ニーズをきめ細かく把握し、指導に活かす京都式少人数教育の実施 ・ まなび・生活アドバイザーの設置と活用 井手小学校（退職教員） 泉ヶ丘中学校（社会福祉士） ・ 小・中連携加配等による小学校での外国語科・音楽科指導 各小学校 5、6 年生対象に週 2 回程度 ② 各校における重点研究 ・ 井手小学校 主体的に学び、思考したことを表現できる児童の育成 ・ 多賀小学校 I C T を活かした協働的な学習から深い学びへ ・ 泉ヶ丘中学校 非認知能力をはたらかせる授業づくり ③ 総合教育センター主催研修の計画的受講 ・ 基本研修（初任期育成研修や中堅教員等資質向上研修）
-------------	--

	延べ18名 ・専門研修（教科や領域、職能等における専門的力量向上） 延べ60名 ・指導者養成研修（各学校や地域における指導者養成） 延べ1名 ・特別研修（いじめや体罰など喫緊の教育課題解決） 延べ0名 ④ 働き方改革の推進 ・全校に出退勤時刻記録システムを導入し、教職員の総実勤務時間を客観的に把握。 ・府と連携して、教職員一人ひとりが勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進。 ・会議のペーパーレス化、指導主事の毎月訪問による報告業務の縮減、部活動運営の適正化などを実施。 ・給食費全額補助により、学校給食費会計・徴収に係る教職員の事務負担を軽減。 ・全校に教員業務支援員を配置し、教職員の負担を軽減
成果と課題	① ジョイント・アップ推進事業では、集合形式での小中合同授業研究会を行うことができた。町内教職員の共通の手法として作成した「井手町授業方程式」やICTを活用した授業方法の工夫や評価の在り方について共通確認をすることができ、授業力の一層の向上と学力向上を目指すカリキュラム連携の推進を図ることができた。 ① 対面しての授業研究会が実施できたので、子どもの様子をより深く観察できたり、グループ協議での議論も深まり効果的な研究会が実施できた。 ① 「未来を拓く学校づくり」推進事業では、2名の専門家よりアドバイスをいただくことで、既存の取組がさらに充実できるようになってきた。特に夏季研修会においては、基本的信頼感を子どもと築くことが基盤となるという助言をいただき、本町がこれまで大切にしてきたことをより一層推進することが重要であるという共通理解をもつことができた。 ① 「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」では、追手門大学の坂本先生を講師に招いた各校での校内研修においてQ-Uのアセスメントの仕方について全職員で理解を深めることができ、日常の実践に繋げることができた。 ① 保小中の連携が進む中、子どもたちの希望進路実現を目指すため

	に校種を超えて保育士、教員等が連携し、効果的な支援の実現をさらに推進する必要がある。 ① 不登校児童・生徒への適切な支援の実現に向けて、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーと連携して、組織的に取組を進めてきた。今後も、家庭や関係機関とも連携しながら、一人一人の社会的自立に向けて何が大切なのかを共に考えながら支援を進めていく必要がある。 ① 心の居場所サポーター活用事業では、個別に支援が必要な児童生徒や不登校児童生徒へ、心の居場所サポーターによるきめ細やかな対応、支援を行うことができた。教室以外の場所でも一人一人と丁寧な話すことにより、登校や学習の不安の解消に努めることができた。 ② 学力の充実・向上を図るため各校とも研究テーマを設定して校内研修を進め、「井手町授業方程式」を基盤とした授業改善とあらゆる機会を通じて繰り返し学習を行い、学習内容を定着させる「スパイラル学習」の推進に努めた。また、3校とも山城教育局の学校力向上トライアル校事業の指定を受け、山城教育局から指導助言を受けながら自校の研究を深めることができた。 ③ 総合教育センターにおける「単位制履修制度」に基づく研修講座の計画的受講を推進するとともに、京都府教育委員会主催の教育課程研究大会や指導方法に係る研修会に研究推進の中核となる教員を派遣し、各校における研修成果の普及を図った。 ④ 出退勤時刻記録システムにより、教職員の勤務時間を客観的に把握するとともに、勤務時間の適正化に向けた取組を進めることができた。 ④ 今後も働き方改革を推進し、教職員と子どもが向き合う時間の確保や自らの資質・能力の向上に取り組める環境づくりに努める必要がある。 ④ 教員業務支援員を配置することで、教職員の負担を軽減するとともに、教材研究をはじめ、放課後の学習指導、教育相談、家庭訪問などの時間を確保することができた。
自己評価	B
学識経験者の意見	○総合教育センター主催研修では、各先生方が教育力の向上に向けた研修に参加されていることは評価できる。今後も様々な研修を積み重ねて欲しい。 ○心の居場所サポーターを非常に有効に活用できている。子どもたち

	の登校の不安解消に役立てられている。 ○働き方改革については、各学校から心身等に特別な配慮を要する教員がいるという報告もないことから、本町では順調に取組を進められているようで安心した。
--	--

項 目	(8) 安心・安全で充実した教育環境を整備する
実施事業 及び取組	① 井手町通学路安全推進会議 ② 子ども見守り隊活動支援事業 ③ 施設・設備や備品の整備・充実 ④ 計画的な施設・設備や備品の安全点検と安全指導の徹底
事業の 進捗状況	① 井手町通学路交通安全プログラムに基づく合同点検・対策会議 2月26日 ・学校や道路管理者等から新たにリストアップされた通学路の危険箇所、対策が実施された箇所の状況を確認 ・合同点検の結果を報告し、それぞれの箇所の対策を検討 ・各機関の通学路の安全対策についての取組・対策予定等報告 ② 子ども見守り隊活動支援事業 ・見守りボランティアによる登下校時の見守り活動 ③ 学校教育情報化検討委員会 ・I C T教育推進担当者会議 6月15日、7月7日、10月8日、11月30日、2月6日 各校のI C Tの活用状況や年度更新作業、端末の持ち帰り、 について確認 ③ 井手小学校児童トイレ改修 井手小学校 北校舎児童トイレ1階 男女 ③ 泉ヶ丘中学校トイレ改修 泉ヶ丘中学校 本館トイレ1階～3階 男女4カ所 中校舎トイレ1階 1カ所 南校舎トイレ1階～3階 男女6カ所 ③ 小・中学校維持管理 ・校舎内休憩室（なごみ）修繕、誘導灯修理、体育館電気修繕（井手小）、体育館内誘導灯修繕、教室窓カーテンレール修繕（多賀小）、防球ネット修繕、電動シャッター修繕（泉ヶ丘中）、トイレ、タブレット端末等の修繕

	③ 学校施設管理備品購入事業 ・井手小学校 コンパクトカメラ、大型モニター、業務冷蔵庫等 ・多賀小学校 大型モニター、事務用裁断機等 ・泉ヶ丘中学校 冷蔵庫、遮光カーテン等 ③ 学校教育振興備品購入事業 ・井手小学校 生物顕微鏡、理科実験用ガスコンロ、児童用図書等 ・多賀小学校 デジタル握力計、タイムタイマー、児童用図書等 ・泉ヶ丘中学校 電子レンジ、理科実験用水圧そう、生徒用図書等 ③ 食物アレルギー対応専用調理室を活用した安心・安全な給食提供 ④ 安全教育の充実 ・計画的な避難訓練の実施（各校学期に1回） ・児童生徒の危機対応能力の育成
成果と課題	① 通学路の安全確保に向けて、危険箇所の情報共有を行った。今後も引き続き、井手町通学路交通安全プログラムに基づき、定期的に合同点検・対策会議を開催する必要がある。 ② 子ども見守り隊の協力による登下校時の見守り活動を継続することができた。 ③ トイレ改修することで、より快適な環境を整えることができた。 ③ 今後とも、定期的な施設設備の点検及び維持管理を徹底するとともに、教職員、児童生徒には施設設備、備品の適正使用の徹底を一層図ることが大切である。 ③ 安全で安心な給食を提供するため、日々の点検管理を行うとともに、引き続き定期的に設備を更新していくことが必要である。 ③ 給食の食物アレルギーへの対応では、専用調理室を活用した安心・安全な給食が提供できており、保護者が代替食を用意する必要がほとんどなく、負担軽減につながっている。 ④ 学校の施設・設備の管理や危機管理体制の一層の確立を図るとともに、児童生徒が生命・身体の安全に対する適切な危機意識をもち緊急時に役立つ実践的態度が身に付くよう、あらゆる危機を想定しながら効果的な指導を工夫していくことが必要である。

	④ 小・中学校で学期に1回、地震、火災、暴風雨や洪水被害、不審者対応に関する避難訓練を行った。実施する時間帯等の工夫をすることで、より実践的な訓練も実施することができた。
自己評価	B
学識経験者の意見	○不登校、いじめ、ヤングケアラーなど様々な課題がある中でスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーと連携し、子どもたちに安心安全な環境づくりを進めていただきたい。 ○給食のアレルギー対応は安心安全な環境を作っておられ評価できる。代替食を家庭から持参する必要がなく、子育て支援につながっている。 ○下校時については「ながら見守り」等で支援してくださる方が増え安全確保ができるとよい。 ○児童生徒や先生方が安心安全に学校生活をおくれる学校づくり・学級づくりをハード面とソフト面の両輪で支援を進めていただけるとよい。

2 社会教育

項 目	(9) 家庭の教育力の向上を図る
実施事業	① 家庭教育学級 ② 家庭教育に関する情報提供及び学習支援 ③ 絵本の贈呈 ④ 図書館における読み聞かせ事業 ⑤ 読み聞かせに関わる図書館ボランティア養成事業
事業の 進捗状況	① 家庭教育学級 ・ 現在の子どもを取り巻く家庭環境や家庭教育課題に即した3講座と保護者の交流のためのソフトバレーボール大会を実施 - 第1回 小学校入学までにつけておいて欲しい力や習慣 - 第2回 三園交流「ソフトバレーボール大会」 - 第3回 つながりを考える - 第4回 幼児期に育てたい大切な事 ～遊びを通してはぐくむ力～ ・ 延べ参加者数 97名 ② 家庭教育に関する情報提供及び学習支援 ・ 山吹ふれあいセンターや保育園、学校を通じて、国や京都府が発行する家庭教育に関するリーフレットなどを案内した。 ③ 絵本の贈呈 ・ 幼児期から本に親しむ習慣をつけるため、1歳から3歳までの幼児を対象に保護者が希望する絵本を贈呈した。 ・ 絵本を読むとき、選ぶときのヒントとなる動画を配信し、視聴してもらう形式とした。 ・ 贈呈者数87名、贈呈率76.99% ④ 図書館における読み聞かせ事業 ・ 職員によるおはなし会（年4回）と、ボランティアによる紙芝居の読み聞かせ（月1回）を実施した。 ・ 延べ参加者数 189名 ⑤ 読み聞かせに関わる図書館ボランティア養成事業 ・ 今年度はボランティア団体との意見交換・情報共有を実施した。

成果と課題	① 家庭教育について学習する機会を提供することができた。保育園の参観・保護者総会等に合わせて開催するなど、参加しやすいよう工夫している。 ② 保育園・学校の協力で、家庭教育に関する情報を提供し学習を支援することができた。今後も保育園・学校並びに関係部局と一層連携を図っていく必要がある。 ③ 今年度の参加率は76.99%であった。昨年に引き続き、直接の読み聞かせに替えてオンライン動画の配信とし、ネットでの申し込みも受け付けた。 昨年に比べ参加率は約5%低下となった。低下の原因は、絵本というコンテンツの魅力が伝わっていないのではないかと感じる。次年度以降は絵本の優れた点がより伝わるような広報・動画の作成などを進めていきたい。 ④ 読み聞かせ事業では感染症対策はゆるやかに続けながら、少しずつ緩和しての開催で、昨年度よりも参加者は増加した。新館に移転してからはテオテラスいでの相乗効果もあり、おはなしコーナーが満員になる回もあった。今後とも内容の充実に努めていきたい。 ⑤ ボランティアとの意見交換の中で、読み聞かせ事業の開催時間を、利用者が参加しやすいように変更したほうが良いとの意見をいただいた。内部でも協議をし、令和6年1月の回から午前11時へ変更した。
自己評価	B
学識経験者の意見	○家庭教育学級については、保護者のニーズに対応した内容で取り組んでいただいていることは評価できる。 ○保育園から小学校への家庭教育に関する取組などの情報提供や学習支援が行われており、保護者を交えて保育園から小学校への架け橋となる有益な取組となっているため評価できる。 ○図書館における読み聞かせ事業等については、新しい山吹ふれあいセンターへの移転後、増加傾向にあることは評価できる。 月1回の紙芝居の読み聞かせについては、参加者が少ない時もあると聞いている。魅力のある内容と広い場所での開催の検討をお願いしたい。 ○大人も含めての本離れが言われている中で、図書館が魅力ある所と発信できる様々な取組を行ってほしい。

項 目	(10) 地域社会の力を活かして子どもをはぐくむ
実施事業	① 井手町二十歳のつどい ② 総合型地域スポーツクラブとの連携 ③ 京のまなび教室事業 ④ 井手町放課後児童クラブ ⑤ 井手町青少年を育てる会との連携 ⑥ 井手町子ども会育成協議会との連携 ⑦ 調べる学習地域コンクール事業 ⑧ 図書館夏の体験教室 ⑨ 図書館幼児対象事業 ⑩ 子どもの読書活動推進事業
事業の 進捗状況	① 井手町二十歳のつどい ・成人の日の前日に開催 ・式典会場を山吹ふれあいセンター、第2部の会場をテオテラスいでに変更して開催した。 ・第1部で記念式典を実施した。第2部は式典対象者で構成する実行委員会が恩師を交えてのビンゴ大会を主体的に企画・運営して開催した。 ・参加者42名、参加率 54.5% ② 総合型地域スポーツクラブとの連携 ・青少年の健全育成及び体力・健康の保持増進、地域間や世代間の交流、地域スポーツの活性化を図るための各種活動を約30回実施した。野外体験での黒豆の収穫祭は天候不順による不作のため中止した。 「総合型スポーツ活動」 - バドミントン、野球、バスケットボール、スラックライン等 「野外体験活動等」 - 黒豆の苗植え体験 ・会員数74名 ・延べ参加者数 809名 ③ 京のまなび教室事業 ・水曜日の放課後を中心に子どもたちの安心・安全な居場所として学校や公共施設等を利用し、「学習タイム」「ミュージックタイム」「スポーツタイム」の3つの柱で様々な体験活動や学習活動を年間約30回実施することができた。 ・会員数30名

	・延べ参加者数 239名 ④ 井手町放課後児童クラブ ・保護者が労働等により昼間不在となるため家庭保護に欠ける小学生の児童を保護しその健全な育成を図るため町内2カ所で開設 ・利用者数は井手小クラブ一日平均通常日25名、土曜日1名、長期休業日22名、多賀小クラブ一日平均通常日10名、土曜日0名、長期休業日6名 ⑤ 井手町青少年を育てる会との連携 ・駅前啓発活動、青少年健全育成連絡会議のほか、昨年に引き続き「サンタが街にやってくる」事業を実施した。また、4年ぶりの井手町文化祭の開催に合わせて、青少年の主張大会を実施することができた。 ⑥ 井手町子ども会育成協議会との連携 ・子ども会活動・行事を推進するため、育成委員と連携して取り組んだ。 ・町内2小学校の交流の場としてフレンド交流会を4年ぶりに実施した。 ⑦ 調べる学習地域コンクール事業 ・実行委員会への参加・運営の協力、館内に資料を展示し、児童生徒の調査活動を支援 ・学校司書を通じて学校での活動にも協力、資料の紹介や貸出を実施した。 ⑧ 図書館夏の体験教室 ・「体験教室」として、学校司書によるブックトークや感想文のコツ解説、図書館内の探検ツアーなどを実施した。 ⑨ 図書館幼児対象事業 ・3歳から5歳児を対象とした人形劇を開催した。 ・参加者 101名 ⑩ 子どもの読書活動推進事業 ・「第3次 井手町子どもの読書活動推進計画」に基づき、関係各機関で取組がなされた。 ・読書文庫の整備については、地方創生推進室のふるさと納税事業も活用し、図書館及び各施設の読書文庫を整備した。
成果と課題	① 式典会場を山吹ふれあいセンターに変更し、第2部はテオテラスいにて変更して実施した。式典では初めて司会進行を実行委員会が

	担当し、式典の運営から関わられるようにした。今後も式典対象者の二十歳の方々がより一層積極的に関わるような実行委員会運営を工夫し、続けていく必要がある。 ② 子どもたちに様々なスポーツ活動・体験活動を提供し、地域間・世代間の交流を図ることを目的に活動を計画し、ほとんどの事業を計画通り実施することができた。昨年度に引き続き、オンラインによる「スラックライン」教室を実施することで、その種目の著名な方に指導を受けることができた。また、スポーツ教室にとどまらず、山城勤労者福社会館の講師派遣事業とも連携した「工作教室」を実施することができた。 ③ 子どもの学びや生活への意欲を高められるような内容で「体験的な活動」を年間通じて計画的にできた。また、ふれあいコンサート及び文化祭が4年ぶりに開催され、きらきらランド合唱団として出場することができた。 児童数の減少により、参加者の確保が大きな課題となってくるが、引き続き児童が意欲的に取り組み、多様な体験活動を実施していくことが重要である。 ④ 児童に適切な遊びの場及び生活の場を与えるという目的に沿って運営することができた。昨年度に引き続き京都府が開催する指導員向けの巡回支援研修を実施した。また、山城教育局主催の子育てサポータースキルアップ講座など様々な講座や研修に参加した。放課後児童クラブ運営の一層の充実を目指して、今後も指導員会議や研修を計画的に開催する必要がある。 ⑤ コロナ禍以前と同じ事業を全て実施することができた。新山吹ふれあいセンターに会場を変更し、青少年の主張大会を4年ぶりに開催した。井手やまぶき支援学校からの初参加もあり好評であったが、自然休養村管理センターホールでの開催時に比べ、一般参加者の収容人数的には少し課題が残った。また、昨年度に引き続き実施の「サンタが街にやってくる」事業では今年度も6家庭9人からの応募があり、子ども、保護者ともに概ね好評であったが、今以上にこの事業を知ってもらえるようにしていくことが課題である。 ⑥ フレンド交流会は、地域社会で子どもを育てるという視点で取組を進めてきた。参加者アンケートからは、楽しく満足する様子が多くうかがえた。 ⑦ 井手町調べる学習コンクールは夏休み期間中の課題として定着しているが、学校でのタブレット端末の整備に伴って、安易にインターネットのみに頼る傾向が強くなっている。図書館として、図書を
--	--

	使った調べ学習を後押ししていきたい。 ⑧ 今年度は新しい図書館へ移転しての開催となったため、お披露目の意味も込めて従来のブックトークのほか、館内ツアーやお仕事体験などを盛り込んだ。子どもたちにも好評で、図書館を身近に感じられる機会になった。 ⑨ 今年度は新しい劇団をお呼びして、3歳から5歳児対象の事業を行った。概ね好評であり、次年度以降も継続していきたい。0歳から2歳児は年齢に合致する講演内容が見つけれず対象外となった。来年度以降の課題としたい。 ⑩ 第3次子どもの読書活動推進計画に基づき、各会議を通して現状を把握し、町内の子どもの読書活動について充実を図っていく。今年度は地域創生推進室のふるさと納税事業も活用し、各施設に図書の本整備を行えた。引き続き、各施設での利用状況や整備した図書の傷み具合などを点検しつつ、更新や追加などを検討するとともに、新たな整備先を検討し、町内での子どもの読書機会を増やすよう整備を進める必要がある。
自己評価	B
学識経験者の意見	○人生の節目となる「二十歳のつどい」を式典対象者が実行委員会を形成し、企画運営できたことは生涯の思い出となり評価できる。今後も式典が開催できるように努めてほしい。 ○二十歳のつどいの運営方法が、受動的から能動的になったことは、成人になった自覚を持つことができる機会となり評価できる。 ○放課後児童クラブの運営は、学校との情報交換や情報共有は日常的・定期的に行い保護者や子どもの人権に十分配慮してほしい。放課後児童クラブについての相談や問い合わせの窓口をより周知する必要がある。 ○調べる学習地域コンクールや青少年の主張大会は、文化祭の式典で入賞者への表彰をするが、広報いであを使って結果を知らせてほしい。また、作品の1部を紹介してはどうか。文化祭の案内の時に青少年の主張大会で発表する子ども達の発表のタイトルに関心を持ってもらうように事前のアピールをしてはどうか。 ○図書館を使って、調べる学習の作品を図書館に掲示してはどうか。 ○「サンタが街にやってくる」は、チラシを保育園に配置するだけでなく、保護者に家へ持って帰ってもらえるように配布してほしい。

項 目	(11) 生涯学習の振興に向けて学習環境の充実を図る
実施事業	①「お井手やす 生涯学習へ～井手町生涯学習情報～」の発行 ②井手玉川大学 ③いづみまなび教室 ④図書館出張貸出拡張事業 ⑤読書手帳の活用 ⑥平和展や水害展等の図書館企画展の実施 ⑦山吹ふれあいセンターの整備 ⑧図書館資料の整備・充実 ⑨ 図書館における調査・相談機能の強化
事業の 進捗状況	①「お井手やす 生涯学習へ～井手町生涯学習情報～」の発行 ・ 7月発行第301号を最後に休誌 ② 井手玉川大学 ・ 高齢者が学習する場として「気象」「歴史」「男女共同参画」「スポーツ体験」「人権」「笑い」「健康」等の講座を開催 第1回 「昨今の異常気象や気象防災について」 第2回 「石橋瓦窯跡、井手寺跡、五重塔基壇跡を含む、栢ノ木遺跡発掘調査結果と橘諸兄・橘嘉智子」 第3回 「ジェンダー平等実現に向けて」 ～具体的な取組から学ぶそれぞれに必要なこと～ 第4回 「高齢者体力チェックと輪投げ練習会」 第5回 「対話こそ共生社会を開くカギ」 ～全盲弁護士 障害者差別解消法を語る～ 第6回 「笑い与健康体操」（落語与健康体操） 第7回 「地域で暮らす・認知症の人と共に」 ～もっとずっとこの町で～ ・ 登録者 68名 ③ いづみまなび教室 ・ いづみ人権交流センターを会場に、「手芸」「大正琴」「太極拳」「ペン習字」「人権学習（人権啓発DVD鑑賞）」の講座を開催 [内訳] 手芸23回、大正琴24回、太極拳23回、ペン習字24回、人権学習6回 ・ 延べ参加者数 870名 ④ 図書館出張貸出拡張事業 ・ 図書の貸出・返却の利便性を高め利用機会の拡充を図るた

	め、賀泉苑及び玉泉苑に職員を派遣し、両施設での出張貸出を実施した。また、住民福祉課が子育て支援センターで実施している子育てにやさしいまちづくり事業「おもちゃ図書館」において、乳幼児及びその保護者向けに選書した出張貸出を実施した。 ⑤ 読書手帳の活用 ・読書手帳とは、利用者が、自分の借りた「本のタイトル」「借りた日」「著者名」「ページ数」「分類」を専用のシールに印字し、手帳に貼り付けるもの。 ・令和3年度末の図書館システム改修に伴って、従来の読書通帳から切り替わった。 ・すべての履歴が印字される「通帳」と異なり、シール式は残すものを選ぶことができるほか、専用の手帳でなくとも貼ることができるため、自由度が高く、利用者からも概ね好評である。 ⑥ 平和展や水害展等の図書館企画展の実施 ・今年度は特別企画「南山城水害とは」と題して、南山城水害に関する当時の新聞の原寸大コピーを展示した。 ・秋の読書週間（10月～11月）では「図書館シールラリー」と題して、図書館の各所を巡ってシールを集めることで、新しい図書館を一周してもらう企画を実施した。 ・7月の「七夕まつり」や12月の「もうすぐクリスマス」では関連図書を展示し、季節に合わせた館内装飾を実施した。 ⑦ 山吹ふれあいセンターの整備 ・生涯学習活動の拠点施設である山吹ふれあいセンターの集会室などを移転した。 ⑧ 図書館資料の整備・充実 ・潜在的な需要に備え、市販されない資料や古書なども含め幅広い分野の資料を整備した。 ・図書、雑誌、視聴覚資料を合わせてあらたに約3,400点を整備した。 ⑨ 図書館における調査・相談機能の強化 ・調査相談業務に役立つ資料を整備した。 ・利用者の要望に応えるため必要に応じて他館との相互貸借を実施した。
--	--

成果と課題	① 毎月定期的に発行することで、生涯学習活動のための情報をタイムリーに提供することができたが休誌にともない、「広報いで」等を活用し、今後も情報発信に努める必要がある。 ② 井手玉川大学を4年ぶりに実施し、高齢者の学習機会を充実させることができた。また、今年度より受講者募集方法を変更した。参加者のアンケートからは各講座で満足する様子がうかがえた。 ③ 手芸や大正琴、太極拳など各種学習講座を開設し、多様な学習機会を提供することができた。今後も内容の充実を図るとともに、人権意識や仲間づくりを深めながら新規の参加者の掘り起こしに努めたい。 ④ 利用者の利便性を高める取組として事業開始から11年が経過した。この事業は現在、高齢者を中心に利用されているが、住民福祉課と連携した「おもちゃ図書館」での取り組みを充実させ、既存の出張貸出を周知することで、幅広い年代への展開を図りたい。 ⑤ 読書手帳の利用を通して、これまでに読んだ本の振り返りなど、利用者の読書活動の充実と図書館の利用促進を図ることができた。 ⑥ 各展示においても利用者の読書意欲を喚起し、季節や時宜に応じた資料の提供を実施した。利用者の潜在的なニーズをとらえ、それに応じた企画を準備できるよう、日ごろから情報収集に努めたい。 ⑦ 山吹ふれあいセンターを移転した。今後も適切な整備を図るとともに、利用者に大切に使っていただけるように働きかける必要がある。 ⑧ 幅広い分野の資料の充実を図ることができた。今後も、利用者の興味・関心を分析し、必要とされる資料を的確に整備する必要がある。また、郷土資料を充実するため、広く資料を収集していくことが大切である。 ⑨ 利用者の持つ様々な課題や目的に応じて相談・対応し、利用者自身の課題解決をサポートできるよう努めてきた。他館からの相互貸借などのサービスも利用者に浸透してきており、図書館の必要性や存在感が高まっている。
自己評価	B
学識経験者の意見	○生涯学習について、講座の種類についても住民が広く学べるようにより多様な分野の講座を提供するとともに、アンケートなどを実施しニーズの把握を行って実施してほしい。 ○出張貸し出しに伴う読み聞かせは、住民の方に好評である。 ○大人の読書離れを改善し、読書人口を増やす取組をより充実させて

	ほしい。 ○玉川大学の講座は、趣向を凝らした内容で実施できている。 ○図書館資料については、郷土資料の収集が行われているということですが、たくさんの地域の方が集まってもらえる町の文化祭に併せて郷土資料の展示や事前にアナウンスをしてはどうか。町の財産を大事にしていくきっかけにもなるものと思う。 ○リサイクル図書はよい取組であると思うので、引き続き実施していただきたい。
--	--

項 目	(12) 文化・スポーツ活動の振興を図る
実施事業	① 井手町文化協会との連携 ② 女性サークルと高齢者サークル活動の支援 ③ 総合型地域スポーツクラブとの連携 ④ 井手町スポーツ協会との連携 ⑤ スポーツ推進委員会との連携 ⑥ 住民グラウンドの整備
事業の 進捗状況	① 井手町文化協会との連携 ・コロナ禍の影響により、開催できなかった各事業を計画どおり実施することができた。 「ふれあいギャラリー（作品展示発表会）」「山吹ふれあいコンサート」「舞台発表・カラオケ大会」「文化祭」は、4年ぶりの開催となった。 ② 女性サークルと高齢者サークル活動の支援 ・生涯学習情報「お井手やす」での活動紹介、「広報いで」でのメンバー募集などの活動支援 ・登録団体数 女性サークル3団体、高齢者サークル11ジャンル14団体 ③ 総合型地域スポーツクラブとの連携 ・青少年の健全育成及び体力・健康の保持増進、地域間や世代間の交流、地域スポーツの活性化を図るための各種活動を約30回実施した。野外体験での黒豆の収穫祭は天候不順による不作のため中止した。 「総合型スポーツ活動」 - バドミントン、野球、バスケットボール、スラックライン等 「野外体験活動等」

	黒豆の苗植え体験 ・会員数74名 ・延べ参加者数 809名 ④ 井手町スポーツ協会との連携 ・町民体育大会を4年ぶりに開催した。参加種目の見直しや、閉会式後の抽選会などを行った。 ・延べ参加者数 700人 ・各種スポーツ大会やスポーツ協会加盟クラブのスポーツ大会を通したスポーツ活動の振興を図った。 ・スポーツ協会加盟クラブのスポーツ活動を支援した。 ・スポーツ協会の備品整備を行った。 ⑤ スポーツ推進委員会との連携 ・輪投げ、ペタビンゴなどの出前型ニュースポーツ指導や、スポーツ協会事業、「IDE ゆうゆうスポーツクラブ」、「きらきらランド」の活動支援、社会福祉協議会の「ミニサロン」をはじめ、町内各種団体と連携した事業、「ニュースポーツ体験」を実施した。また、「町民ワナゲ交流会」を実施し、約50名の参加があった。 ⑥ 住民グラウンドの整備 ・生涯スポーツ活動の拠点である新四郎山グラウンド、有王グラウンドを改修した。
成果と課題	① 井手町文化協会と連携して、文化活動の振興を図ることを目的とした各事業を計画どおり実施することができた。特に文化祭は、新しくなった役場庁舎と山吹ふれあいセンターを会場に、創意工夫を凝らした新たな一步を踏み出すことができた。ただ、協会加盟団体の活動が新型コロナウイルス感染防止のために休止又は縮小していた団体が多く、コロナ禍以前と比べると、いずれの事業もやや参加が少なかった。今後もコロナ禍以前の活況を取り戻せるよう、協会と連携を強化していきたい。 ② 各サークルに対して広報などの支援を行い、活動の充実を図ることができた。山吹ふれあいセンター移転後は新しい施設で活動している。部員数が減少しているサークルもあり、支援の仕方や内容を工夫していく必要がある。 ③ 子どもたちに様々なスポーツ活動・体験活動を提供し、地域間・世代間の交流を図ることを目的に活動を計画し、ほとんどの事業を計画通り実施することができた。昨年度に引き続き、オン

	ラインによる「スラックライン」教室を実施することで、その種目の著名な方に指導を受けることができた。また、スポーツ教室にとどまらず、山城勤労者福社会館の講師派遣事業とも連携した「工作教室」を実施することができた。 ④ スポーツ協会と連携して多様な活動の機会を提供し、生涯スポーツの推進を図ることができた。特に、町民体育大会では、京都産業大学応援団チアリーダー部の招聘や抽選会を開催し、多くの参加者を得た。スポーツ協会が町内各種団体と緊密に連携し、各種町民スポーツ大会などにより多くの住民が参加できるように工夫していきたい。 ⑤ 地域の住民活動も、少しずつ活動を再開したことに伴い、出前指導も増えた。 今年度は初めて井手町小学生陸上運動交歓記録会に参加し、適宜指導を行うことができた。また、4年ぶりの井手町文化祭において、ロコモチェックを実施することができた。 ⑥ 住民グラウンドの整備・充実を行い、生涯スポーツ活動の活性化を図ることができた。今後も適切な整備を図るとともに、施設の使用方法等の啓発に努めていきたい。
自己評価	A
学識経験者の意見	○文化祭については、多くの来場者が来られ盛大に開催された。ただ、限られた施設の中で展示や舞台発表を行うため、より施設を有効活用する必要がある。 ○町民体育大会や町民マラソン大会などは、多くの方が参加されスポーツの振興につながった。 ○出前型ニュースポーツ指導は、町内各種団体と連携が図れ、高齢者等にも好評だったことから、今後も事業の継続をしてほしい。 ○コロナ後、文化協会のサークルが活動を再開してきたことから、日常的に目に触れるオープンギャラリーがあるといいと思う。 ○サークルに入っていない文化的な趣味を持っている方の情報をもとに、文化祭等に個人的な出品を行ってもらえるように声掛けをしてはどうか。

項 目	(13) 人権が尊重される共生社会の実現に向けた学習活動を推進する
実施事業	① 井手町人権のつどい ② いづみふれあい学級 ③ 人権学習資料の収集と整備 ④ 男女共同参画を推進するための啓発活動や情報提供
事業の 進捗状況	① 井手町人権のつどい 演題 『対話こそ共生社会を開くカギ』～全盲弁護士 障害者差別解消法を語る～ 講師 弁護士 大胡田 誠 さん ・ 弁護士という仕事は、人生絶体絶命のピンチに直面した人を手助けするという大切な仕事。全盲であるというハンデキャップを持ちながら、それを克服するための様々な苦労や工夫、生活や仕事における様々なエピソードに触れることにより、参加者が人権について考える機会となった。 ・ 参加者 77名 ② いづみふれあい学級 ・ 「子どもの人権」「高齢者の人権」「同和問題」についての講演、人権啓発ビデオ上映、社会見学、異文化交流等を実施した。 第1回 人権啓発ビデオ上映「在日コリアンの肖像～時代を生きる家族・7年の足跡」（参加者22名） 第2回 【講演】「子どもの人権」（参加者27名） 第3回 社会見学 ウトロ平和祈念館、宇治市源氏物語ミュージアム（参加者19名） 第4回 【講演】「高齢者の人権」（参加者17名） 第5回 井手町人権のつどい（参加者77名） 第6回 【講演】「異文化交流」（参加者16名） 第7回 【講演】「同和問題」（参加者12名） ・ 延べ参加者数 190名 ③ 人権学習資料の収集と整備 ・ 京都府等の関係機関から、同和問題をはじめとする人権学習資料を収集し提供した。 ・ 図書館において人権学習に適した資料を整備 ④ 男女共同参画を推進するための啓発活動や情報提供 ・ 国や京都府などの男女共同参画資料を提供 ・ 地域や職場で活躍する女性リーダーの育成のための「女性の船」事業への協力

	・男女共同参画講演会を開催 テーマ 「ジェンダー平等実現に向けて」 ～具体的な取組から学ぶそれぞれに必要なこと～ 講師 株式会社 I C B パートナー講師 戎 多麻枝 さん ・参加者 61名
成果と課題	① ② 毎年、人権の大切さについて考える大変よい機会となっている。今後も、開催にあたっては今日的な人権課題を設定し、多くの方に受講していただけるように内容の充実に努めたい。 ③ 人権学習に役立つ資料を提供したことで人権意識を啓発することができた。今後も人権学習資料の一層の利用促進に向けて、企画展示の実施やブックリストの活用等をすすめていきたい。 ④ 各種の取組を通じて男女共同参画についての望ましい意識を育てることができた。男女共同参画の理念が根付きにくい日本社会の現状の中、推進にあたっては、今後様々な機会に様々な側面から啓発を図っていく必要がある。
自己評価	B
学識経験者の意見	○各種講座の案内が、広報いで一括掲載されることになったため、締め切りに余裕を持って掲載してほしい。 ○多くの方に周知できるよう文化祭の舞台発表等の一般申込みのように講演会等も新聞折り込みにしてはどうか。 ○社会情勢が変化する中で、差別事象も変化していることを考慮し、講師を選定していることは評価できる。 いづみふれあい学級では、年間を通じて多岐にわたる講座が開かれていることは、人権の大切さを意識してもらう機会となることから評価している。

項 目	(14) 地域文化・伝統文化の保全、継承、活用を図る
実施事業	① 埋蔵文化財の調査と活用 ② 文化財展示室の活用 ③ 井手町関連図書資料の整備
事業の進捗状況	① 埋蔵文化財の調査と活用 ・新庁舎建設に伴う栢ノ木遺跡内の試掘調査の報告書を発行した。 ・民間開発、町道整備に伴う試掘調査を実施した。

	② 文化財展示室の活用 ・新庁舎建設に伴い、自然休養村管理センターの文化財展示室を閉鎖し、新庁舎へ展示物の移設を一部実施した。 ③ 井手町関連図書資料の整備 ・自費出版物やパンフレットなどの情報を収集・資料の整備
成果と課題	① 栢ノ木遺跡内の新庁舎建設地の試掘調査結果を取りまとめた報告書を発行した。町指定文化財については、保護すべき文化財を選定し、順次指定を行い保護するとともに、町内の貴重な文化財を町内外へ広報する必要があるが、専門知識を持った職員がいないため、京都府等へ相談することで大幅に時間を要するのが課題である。 ② 閉鎖した文化財展示室から新庁舎への移設を進めているが、限られたスペースであるため、展示方法等を工夫し、貴重な文化財による井手町の魅力を発信していく必要がある。 ③ 井手町関連図書資料を幅広く収集することができた。収集した資料がより利用されるように展示の仕方などを工夫していきたい。
自己評価	B
学識経験者の意見	○文化財展示室の活用については、新たに文化財の展示が行なわれ、町内外の方に周知できたことは評価できる。 ○新庁舎において、文化財の展示をしていることを周知してほしい。